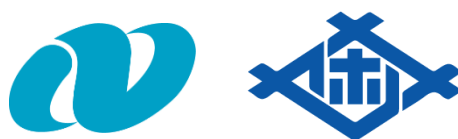


---

# 九州・長崎IR基本構想

長崎県・佐世保市IR推進協議会



# 目次

---

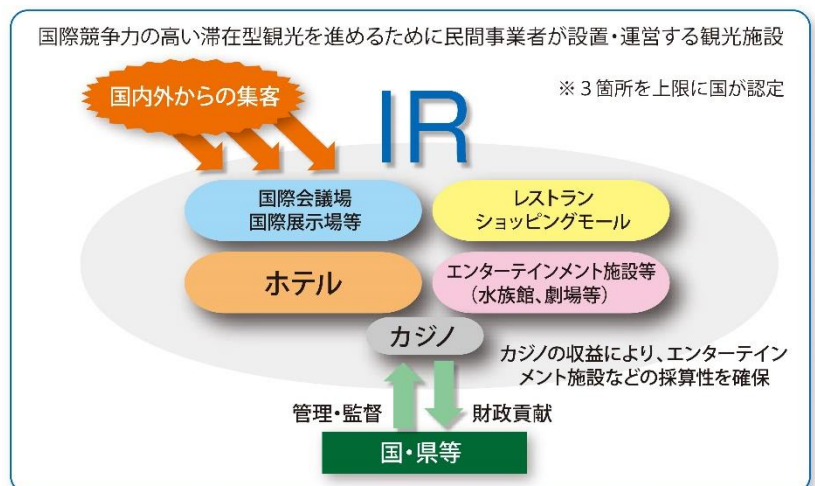
	Page
<b>1. 本構想の位置付け</b>	[2]
— 本構想の位置付け	[2]
— 九州・長崎IR導入の位置付け	[3]
<b>2. 九州・長崎IRへの取組の背景</b>	[4]
— 日本におけるIR導入の背景及び取組	[4]
— 九州・長崎県の現状と課題	[7]
<b>3. 九州・長崎県のポテンシャル</b>	[10]
<b>4. 国施策への貢献</b>	[15]
<b>5. 九州・長崎IRの導入意義と目標</b>	[18]
<b>6. IR導入による効果</b>	[19]
<b>7. 九州・長崎IRのめざす姿</b>	[22]
<b>8. 九州・長崎IRが有すべき施設・機能</b>	[23]
<b>9. IR整備に向けた課題と取組</b>	[31]
<b>10. 懸念事項対策</b>	[47]
<b>11. スケジュール</b>	[71]
— [Background]	

# 1 本構想の位置付け

- ✓ IR（Integrated Resort＝統合型リゾート）については、2013年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（IR推進法案）」が国会に提出され、以降、政府における具体的な検討が進められているところです。
- ✓ 長崎県・佐世保市においても、2014年に共同で長崎県・佐世保市IR推進協議会を設置し、積極的に検討を進めてまいりました。
- ✓ 具体的には、IRのあるべき基本的な方向性を示すものとして、2015年に「長崎IR構想骨子」を策定したほか、2018年には、同協議会の有識者会議から、RFI（長崎県・佐世保市IR導入にかかるアイデア募集）の結果も踏まえつつ、取りまとめられた「長崎IR基本構想有識者会議取りまとめ」の報告を受けたところです。
- ✓ こうした中、2018年4月の同取りまとめ公表以降の、政府における検討内容や九州・長崎における検討状況の進捗等に合わせ、「特定複合観光施設区域整備法（以下、IR整備法）」に基づく「実施方針」の策定へ、より具体的に繋げていくことなどを目的に、この度、九州・長崎IR基本構想を策定するものです。
- ✓ なお、本構想については、県民の皆さまの理解促進や事業者との対話において活用していく予定としていますが、関係団体等における今後の具体的な事業・整備計画などの基礎資料として活用されることも期待しています。

## （参考）特定複合観光施設（IR）とは・・・

- 民間事業者が一体として設置・運営する「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」から構成される一群の施設のことを言います。
- 具体的には、カジノ施設のみならず、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設という公益を実現する中核施設と一体となった施設であることが要件とされているとともに、その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設を一体的に設置・運営する場合には当該施設を含めることも可能とされています。



# 1-2 九州・長崎IR導入の位置付け

長崎県や佐世保市においては、「長崎県総合計画チャレンジ2020」や「第7次佐世保市総合計画」に基づき、地域課題解決に向けた政策を推進しております。

こうした中、九州・長崎IRについては、九州・長崎を起点とした世界・国内他地域との新たな人やものの流れを創出するなど、国の成長や地方創生を担う一大プロジェクトに位置付けられると考えております。

## 地域の課題及び目指すべき方向性

### 【地域課題】

- ✓ 人口減少・少子高齢化
- ✓ 地域経済縮小・所得低下
- ✓ 地域活力の低下 など



### 【目指すべき方向性】

- ✓ 人口減少等の負のスパイラルを断ち切る、**独創性・先駆性を有した持続可能な地域経営**の実現

## <政策体系・目標>

### ■ 長崎県総合計画チャレンジ2020

- ① 交流でにぎわう長崎県
- ② 地域のみんが支えあう長崎県
- ③ 次代を担う「人財」豊かな長崎県
- ④ 力強い産業を創造する長崎県
- ⑤ 安心安全な暮らし広がる長崎県

### ■ 第7次佐世保市総合計画

- ① 活力あふれる国際都市
- ② 西九州を牽引する創造都市
- ③ 育み、学び認め合う「人財」育成都市
- ④ 地域が社会を築く安心都市

### ■ ハウステンボス地域の取組

- ① 環境配慮型、循環型社会の実現

## 九州・長崎IR特有の更なる政策効果

### まち

- ✓ 新交通サービスの提供
- ✓ 環境負荷低減や多文化共生等の模範となる観光まちづくりの実現
- ✓ 周辺地域や離島地域の開発促進



### ひと

- ✓ 地方への新しい人材等還流の創出
- ✓ 国際MICEや高級ホテル等に対応できる高度観光人材の育成



### ビジネス

- ✓ 良質な雇用の創出
- ✓ 新エネ等の新技術・産業イノベーション
- ✓ 高級食材を含む地域産品のブランド化
- ✓ 観光客の送客・広域周遊観光の促進

総合計画等との関連

## 九州・長崎IRの意義

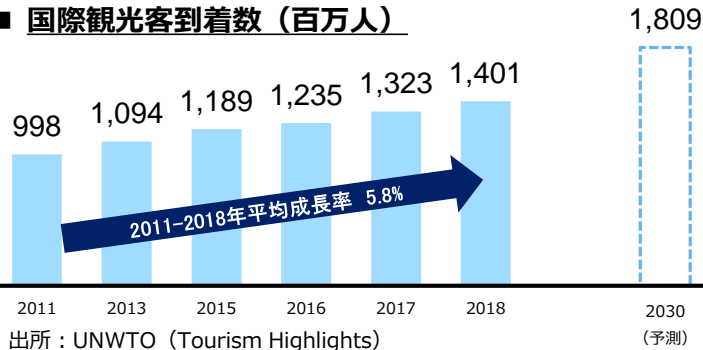
- ✓ まち・ひと・しごとづくりの各分野を**横断的**に包含するプロジェクト
- ✓ 広域周遊の促進や周辺地域との連携など、**広域的波及**が期待されるプロジェクト
- ✓ 地方を起点とした新たな人の流れの創出をはじめ、**日本創生にインパクト**をもたらすプロジェクト

九州・長崎の地方創生を担うプロジェクトであるとともに、  
国の成長戦略にも大きく貢献する九州のリーディングプロジェクト

# 2-1 日本におけるIR導入の背景及び取組

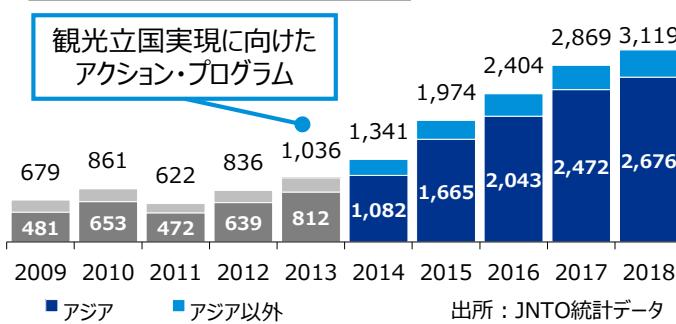
## インバウンド観光は成長戦略の柱

### ■ 国際観光客到着数（百万人）



- ✓ 世界の観光客数は、2018年に14億人と直近7年間で1.4倍規模に拡大。
- ✓ 2030年には、18億人に達することが予測されている。
- ✓ 地域別のシェアでは、アジア太平洋地域が現在の25%から2030年には約30%まで伸びることが想定されている。

### ■ 訪日外国人観光客数（万人）



- ✓ 諸外国のアウトバウンドが増加する中、インバウンド観光を地方創生の切り札・我が国の成長戦略の柱と位置付け、ビザ緩和や受入環境整備等の大胆な取組の成果により、訪日外国人は堅調に増加している。

### ■ 政府の掲げる観光目標値

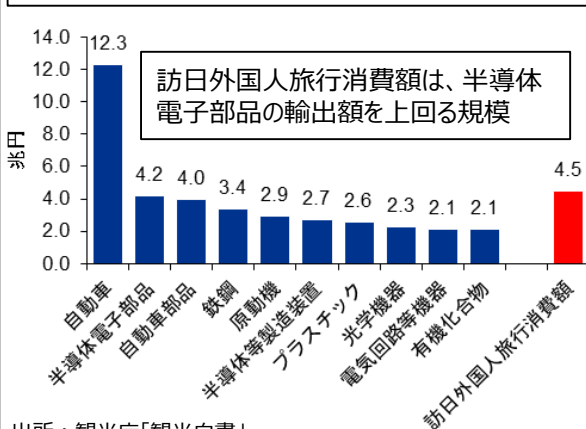
	2018年-実績	2030年
訪日外国人旅行者数	3,119万人	6,000万人
訪日外国人旅行消費額	4.5兆円	15.0兆円
地方部外国人延べ宿泊者数	3,636万人泊	13,000万人泊

出所：観光庁「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年3月）

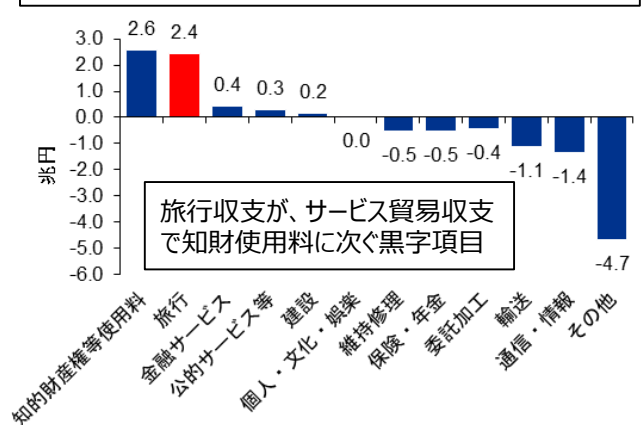
- ✓ 政府は、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において掲げた目標の確実な達成に向け、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、様々な施策に取り組んでいる。
- ✓ その中でも、IRの実現は、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となることが期待されている。

### ■ 観光業のポテンシャル

#### 主な輸出品目との比較



#### サービス収支の比較



# 2-1 日本におけるIR導入の背景及び取組

## 観光・MICEの経済効果

### ■ MICE\*1の経済効果-ICCA\*2基準（2016年）

国際MICE全体の総消費額  
2,347億円

経済波及効果  
4,570億円

雇用効果  
40,917人

誘発税額  
357億円

- ✓ MICEは、参加者が支出する宿泊、交通、飲食等の消費以外にも、企画・運営費等の主催者消費額が発生するため、開催地や日本の各地域に大きな経済効果を与えている。

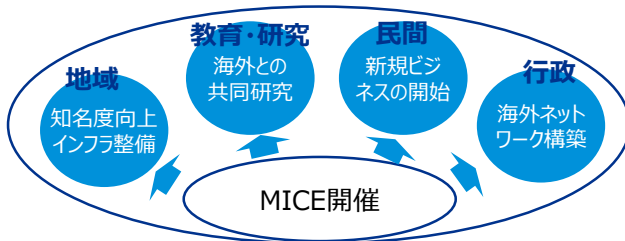
<国際MICEにおける外国人一人当たりの総消費額>

企業会議	報酬・研修旅行	国際会議	展示会・見本市
32.5万円	32.0万円	37.3万円	27.5万円

出所：観光庁「MICEの経済効果算出等事業報告書」

- ✓ 特に外国人MICE参加者の一人当たり総消費額は、一般訪日外国人一人当たり旅行支出（左下表参照）の約2倍の規模であり、より大きな経済波及効果がある。

### ■ MICEが地域にもたらす効果の波及イメージ



- ✓ またMICEは、経済波及効果以外にも、ビジネス機会やイノベーション創出等の効果も生み出し、中長期的に開催地に好影響を与えるとされている。

### ■ 観光産業の経済効果（2017年）

旅行消費額（内：訪日外国人旅行消費額）  
27.1兆円（4.4兆円）

生産波及効果  
55.2兆円

雇用誘発効果  
472万人

- ✓ 政府の観光政策の推進により、訪日外国人数・旅行消費額は順調に伸びている（2017年国際観光収入ランキングは11位）。
- ✓ 一方で、訪日外国人一人当たり旅行消費額は、伸び悩んでいる。
- ✓ また、訪日外国人の約6割の訪問先は、三大都市圏\*3に集中しており、地方部において、インバウンドによる様々な効果を十分に享受できていない状況にある。
- ✓ 今後、地方部への送客、質の向上による富裕層対策、旅行者のコト消費（日本文化等の体験など）を充実させ、宿泊日数を延ばし、消費単価を増加させる必要がある。

<訪日外国人一人当たり旅行支出>

総額	宿泊	飲食	交通	娯楽	買物
15.4万円	4.3万円	3.1万円	1.7万円	0.5万円	5.7万円

出所：観光庁「経済波及効果」

\*1 企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称  
\*2 International Congress and Convention Association：国際会議協会  
\*3 三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。



# 2-1 日本におけるIR導入の背景及び取組

## 政府が掲げるIR整備の意義及び目標

### 公共政策としての日本型IR

- ✓ 2016年12月：「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）」の公布・施行
- ✓ 2017年7月：「特定複合観光施設整備推進会議 取りまとめ」の公表
- ✓ 2018年7月：「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」の公布・施行
- ✓ 2019年3月：「特定複合観光施設区域整備法施行令」の公布・施行

### 我が国におけるIR導入に関する根本原則

我が国におけるIRの導入は、単なるカジノ解禁ではなく、またIR事業を認めるだけのものではなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供の楽しめる新たな観光資源を創造するものでなければならない。

### 日本型IRが有すべき中核的な施設・機能

地域の創意工夫・民間の活力を活かし、これまでにないスケールとクオリティを有する統合型リゾートとして、「観光先進国」に相応しい集客施設と収益面の原動力となるカジノ施設を一体的に設置

#### ① MICE機能

MICE誘致にあたり日本の国際競争力の向上が図られる機能を有する施設

#### ② 魅力増進機能

我が国の観光の魅力の増進に資する施設

#### ③ 送客機能

IRへの来訪客に各地域の観光の魅力を発信し、全国各地の観光旅行促進に資する施設

#### ④ 宿泊施設

利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設

### 公共政策としての日本型IRの政策目標

**公共政策**としての「日本型IR」の実現を通じて、「**観光先進国**」を実現

滞在型観光モデルの確立

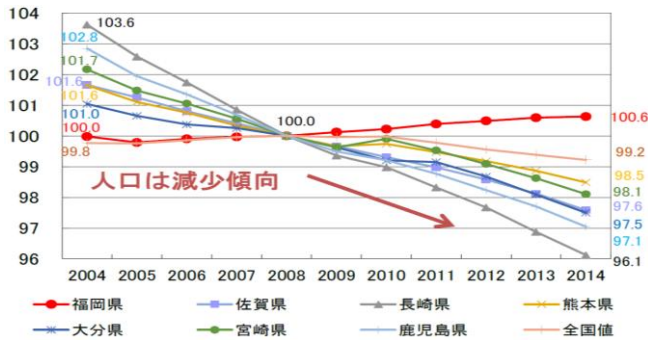
世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立

世界に向けた日本の魅力発信

# 2-2 九州・長崎県の現状と課題 (1/2)

## 九州・長崎県の5つの政策課題

### ■ 九州における人口の推移

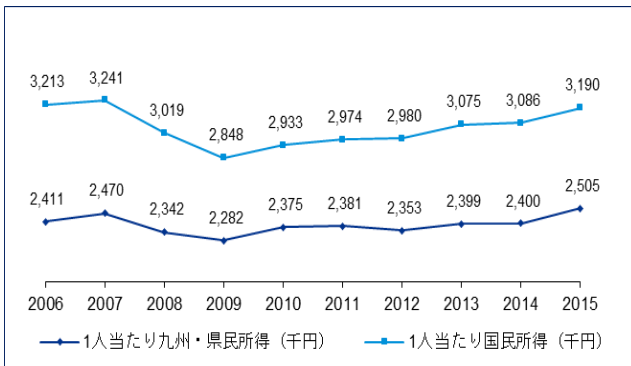


出所：総務省統計局

#### ① 人口減少の抑制

- ✓ 九州・長崎県では人口減少が大きな課題となっている。特に長崎では1960年代から人口減少に転じ、その減少スピードも全国平均、九州平均を上回っており、深刻な問題である。
- ✓ 要因としては、社会減（転出が転入を上回る状況）によるものが大きく、特に生産年齢人口の減少が多い状況。

### ■ 九州・県民所得の推移



出所：内閣府「県民経済計算」

#### ② 多様な雇用の創出と住民所得の向上

- ✓ 1人当たりの九州・県民所得\*は、全国平均と大きく乖離しており、生産性の高い産業育成が課題である。

### ■ 九州外国人観光客の推移



出所：九州運輸局「九州の外国人入国者数」

#### ③ 新たな人の流れ

- ✓ 九州観光推進機構の第二期九州観光戦略において、2023年に訪日外国人786万人、観光消費額4兆円の数値目標を置いている。
- ✓ 一方で2018年には、これまで九州への訪日外国人観光客数の増加を牽引していた寄港地上陸客（クルーズ客）が過去5年で初めて減少に転じた影響により、増加ペースが鈍っている。

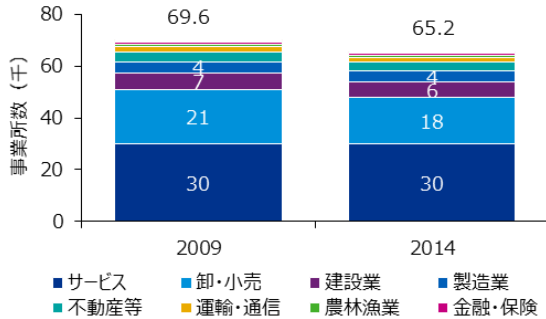
\* 県民雇用者報酬、企業所得、財産所得などの地域全体の付加価値の合計



# 2-2 九州・長崎県の現状と課題 (2/2)

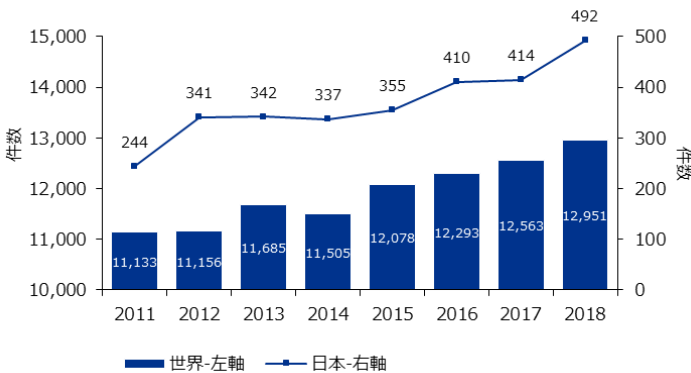
## 九州・長崎県の5つの政策課題

### ■ 民間事業所数の推移



出所：総務省統計局

### ■ 国際会議件数の推移 (ICCA基準)



出所：ICCA statistICs

### ■ 国際会議件数のランキング (ICCA基準)

2018年	件数	世界	アジア
日本	492	7位	1位
福岡	26	103位	23位
沖縄	8	302位	71位

出所：ICCA statistICs

### ■ 長崎県の財政指数

区分		2013	2014	2015	2016	2017
経常収支比率	長崎	95.9	96.9	97.4	97.9	97.8
	全国	93.1	93.5	94.1	95.4	95.2
自主財源比率	長崎	33.4	33.9	34.0	34.5	34.7
	全国	43.3	45.4	47.4	46.8	47.2

#### ④-1 地域経済の活性化—産業の柱

- ✓ 民間事業所数は、2009年から2014年にかけて、4.4千事業所が減少している。良質な雇用機会の不足が、県内の人口減少の要因になっているものとも考えられる。

#### ④-2 地域経済の活性化—MICE効果の期待

- ✓ 九州における2018年の国際会議件数 (ICCA基準) は、福岡県が26件 (世界103位)、沖縄県が8件 (同302位) にとどまっており、増加する国際会議による経済波及効果等を楽しめていない。
- ✓ 世界で競争力のあるMICE施設の設置により、九州・長崎県の特徴を生かした国際会議、観光ディスティネーションとしての魅力を活かした企業会議やインセンティブツアーを誘致し、MICEがもたらす経済波及効果に加えて、ビジネス機会の創出などの効果を地域経済の活性化に活かす必要がある。

#### ⑤ 財政基盤の強化

- ✓ 長崎県の自主財源比率は、34.7%である。持続可能な財政運営を目指すために地方税財源の充実・強化が課題である。

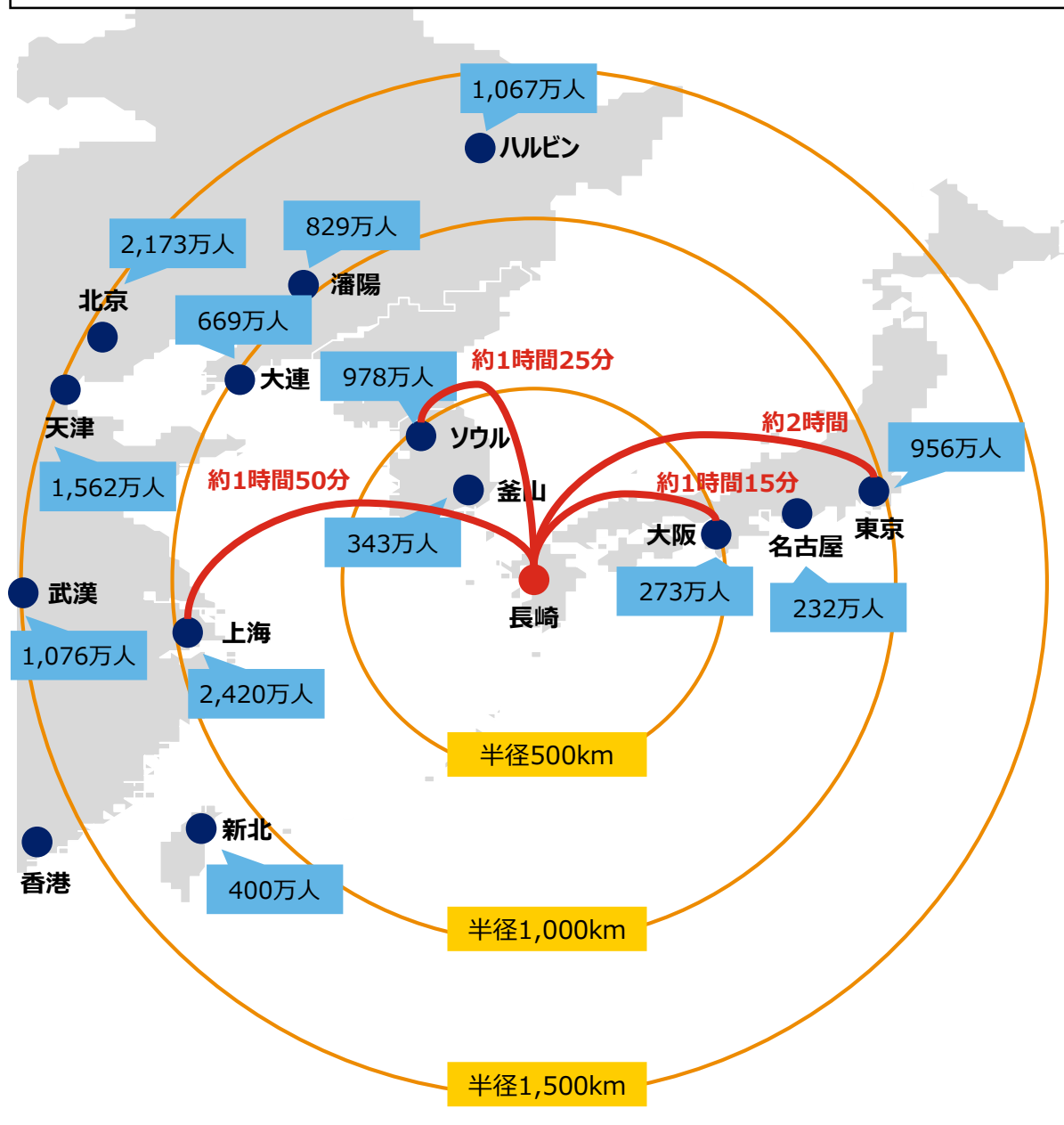
IRを九州・長崎に導入することにより、政府が掲げる「訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人、観光消費額を15兆円」に引き上げるという目標達成への貢献のみならず、成長するインバウンド観光を九州・長崎県が抱える課題の解決の糸口とし、観光振興による地方創生の実現を目指す。

# 3 九州・長崎県のポテンシャル

## ① アジアとの近接性

半径1,500km圏内の人口合計は10億人規模

- ✓ 九州は日本の西の端に位置しており、長崎から半径1,500km圏内には、東京のほか、北京・天津・上海・ソウルなどの東アジアを代表する都市を包含している。
- ✓ これら都市人口も含め、半径1,500km圏内の人口を合計すると、10億人規模であり、東アジアの各国との近接性を活かしたインバウンドの取込が期待できる。



# 3 九州・長崎県のポテンシャル

## ② 良好な観光市場



### クルーズ寄港実績No1

- ✓ 長崎県内のクルーズ港の2018年寄港数は、335回（長崎220回、佐世保108回、他7回）を数え、日本一である。
- ✓ 更に、九州（沖縄含む）の寄港実績は、1,409回で、日本全体の約半数である。
- ✓ IR区域近隣（車15分）の浦頭地区に国際港を整備中であり、2024年には年間300回のクルーズの寄港を予定している。



### 区域周辺・九州内の空港機能

- ✓ 九州全体でアジアを中心に国際航路が就航しており、今後も増便が見込まれる。
- ✓ IR区域から乗用車で2.5時間以内に、5つの国際空港が存在している。
- ✓ 長崎空港は国内3大都市圏や上海等の海外都市との直行便を有している。
- ✓ 九州地域内の空港連携や長崎空港の24時間化等の強化策の検討を進めている。



### 豊富な観光実績

- ✓ 九州（沖縄含む）への延宿泊者数は、8,298万人で日本全体の15.4%、うち外国人は1,443万人で同15.3%を占める。
- ✓ 九州の観光消費額は、2.7兆円で日本全体の11%を占める。



### 500万人超の後背人口

- ✓ 九州の人口は、約1,300万人で日本全人口の約10%を占める。
- ✓ IR区域から乗用車で2時間圏内の人口は、約500万人であり、十分な後背人口を有する。

## M（ミーティング）・I（インセンティブ）開催地としての九州・長崎のポテンシャル

### 先端技術等の集積

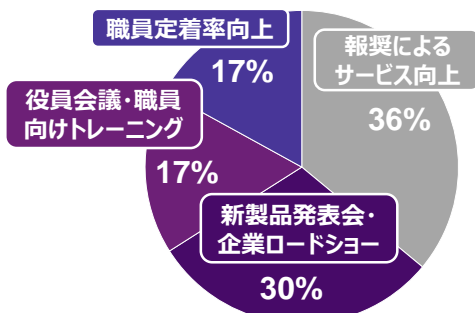
（例）自動車や先端技術（ロボット・化学等）産業の集積、再生可能エネルギーの宝庫

### 豊富な観光資源

（例）世界遺産や日本遺産に指定されている遺産、ダイナミックな自然環境、温泉、伝統的な祭りや工芸

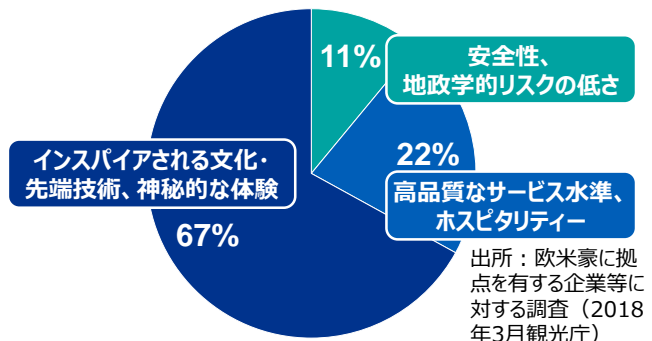
### M・I開催概要／ねらい

- ✓ 従来の報奨によるセールス向上に加え、**アジアの新興市場をターゲットとした新製品発表会等**も注目されてきている



### M・I開催地として日本が期待されている要素

- ✓ 日本に、**先端技術や神秘的な体験などを期待する声**が多数



# 3 九州・長崎県のポテンシャル

## ③国際的にメッセージ性の高い九州の観光資源

### 世界に誇る観光アイランド・九州

成長著しいアジアに最も近い九州  
古くからの交流の歴史を土台とした観光資源に加え、温泉、自然、都市文化など  
多様性に富む日本の魅力が凝縮された観光アイランド

- ✓ 成長著しいアジアに最も近い九州。古来から日本の玄関口として東洋や西洋の異国と交流を行ってきた歴史の舞台。今日の日本独特の食や伝統の多くは九州を通し育まれたものであり、九州の津々浦々に至るまで様々な歴史がある。
- ✓ 火山と人々が共生する世界でも珍しい島・九州は、温暖な気候や自然が織りなす雄大な景観に恵まれ、また、広大な海や変化に富んだ地形からもたらされる海と大地の味を味わえる「食のアイランド」でもある。多様性に富む日本の魅力が凝縮された島、それが世界に誇る「観光アイランド・九州」である。

Energy 【活きた火山とともに生きる】	Fertility 【海に囲まれた豊かな大地】	Gateway 【人と文化が融合する日本の玄関口】
		
<p>九州は活火山のすぐそばで人びとが生活を営む、世界でも珍しい島。自然の景観や温泉からも火山のエネルギーを感じることができる。</p>	<p>島を囲む2つの暖流が織りなす温暖な気候と独特な地形。豊かな海と大地の恵みを味わえる九州は「食のアイランド」であり、神話や神楽など昔ながらの民俗芸能が今もなお継承されている。</p>	<p>古来から日本の玄関口として海外と交流を行ってきた歴史の舞台。また、日本の陶器発祥である有田焼など、現代の工芸の世界に革新をもたらすモノづくりの技術。</p>

出所：九州観光推進機構

### 日本随一の温泉アイランド・九州

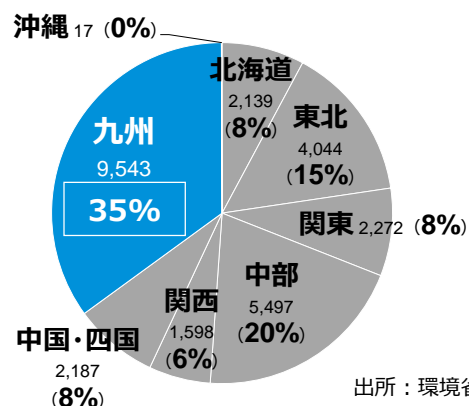
- ✓ 湧出量・源泉数日本一を誇る別府をはじめ、温泉源泉数及び湧出量ともに日本全体の約3割を九州が占めており、九州は日本を代表する温泉アイランドといえる。



別府 海地獄

出所：九州観光推進機構

温泉源泉数 (H30年3月末時点)



出所：環境省



# 3 九州・長崎県のポテンシャル

## ③ 国際的にメッセージ性の高い九州の観光資源

### 九州に点在する世界が認めた多様な観光資源・日本遺産

✓ 九州には文化・自然など多岐に渡る世界遺産が点在しており、国際的にも観光デスティネーションとしての注目度が高まりつつある。また、山口・沖縄を含む九州全県に日本遺産を有している。

### 九州の世界遺産・日本遺産など（抜粋）

世界文化遺産	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	1	2018年登録	長崎県・熊本県（構成資産12資産）
	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	2	2017年登録	福岡県（構成資産8資産）
	明治日本の産業革命遺産 ～製鉄・製鋼、造船、石炭産業～	3	2015年登録	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県（全23のうち21構成資産）
	琉球王国のグスク及び関連遺産群	4	2000年登録	沖縄県（構成資産9資産）
世界自然遺産	屋久島	5	1993年登録	鹿児島県（登録区域10,747ha）
ユネスコ無形文化遺産	来訪神：仮面・仮装の神々 (見島のカセドリ・薩摩硫黄島のメンドン・悪石島のボゼ)		2018年拡張登録	佐賀県・鹿児島県・沖縄県（構成行事10件のうち九州4件）
	山・鉾・屋台行事 (博多祇園山笠行事・戸畑祇園大山笠行事・唐津くんちの曳山行事・八代妙見祭の神幸行事・日田祇園の曳山行事)	6 7	2016年登録	福岡県・佐賀県・熊本県・大分県（構成行事33件のうち九州5件）
ユネスコ世界ジオパーク	阿蘇ジオパーク	8	2014年認定	熊本県
	島原半島ジオパーク		2009年認定	長崎県
日本遺産	古代人のモニュメント ～台地に絵を描く南国宮崎の古墳景観～		2018年認定	宮崎県 <b>平和祈念像（長崎）</b>
	日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～		2016年認定	佐賀県、長崎県
その他	上記のほか、国立公園（宮崎・鹿児島県：霧島錦江湾国立公園 等） <b>9</b> や平和関連施設（長崎県：平和公園 等）などの国際訴求力の高い観光資源有			



大浦天主堂（長崎） 宗像大社沖津宮（福岡） 松下村塾（山口） 首里城（沖縄） 屋久島（鹿児島）



唐津くんち（佐賀）



日田祇園祭り（大分）



阿蘇山（熊本）



高千穂峰（宮崎）



出所：ながさき旅ネット、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会、山口県観光連盟、那覇市観光協会、九州旅ネット、九州観光推進機構、環境省

# 3 九州・長崎県のポテンシャル

## ④ IR導入に向けた合意形成

IR導入に関して、民間・議会・行政の合意形成が進んでいる

### 九州地域

✓ 九州の行政、議会、民間においてそれぞれ九州・長崎IRの推進を支援している。

#### 【行政】九州地方知事会（2019年6月）

「九州・長崎IRを九州第一弾として応援すること」について決議。

#### 【議会】九州各県議会議長会議（2019年6月、8月）

「初回のIR区域認定においては、長崎県を九州第一弾のIR区域として認定すること」について決議。

#### 【民間】九州地域戦略会議（2019年6月）

「九州・長崎IRを九州第一弾として応援する」ことについて決議。

「同会議の下に九州IR推進プロジェクトチームを設置する」ことについて決議。

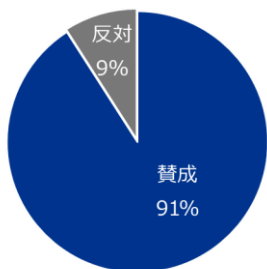
#### 九州商工会議所連合会（2019年6月）

「長崎県・佐世保市へのIR整備について検討されたい」ことについて決議。

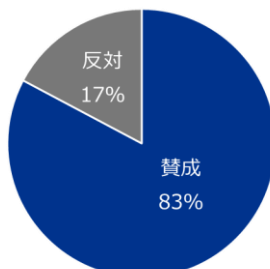
### 長崎県内

✓ 長崎県議会、佐世保市議会においてIR推進の賛成決議を得ていることに加えて、有権者や県内経済界対象のアンケートでも賛成が反対を上回っており、合意形成が進んでいる。

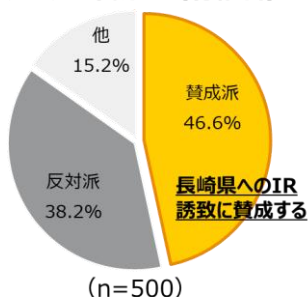
①長崎県議会における決議（2017年）



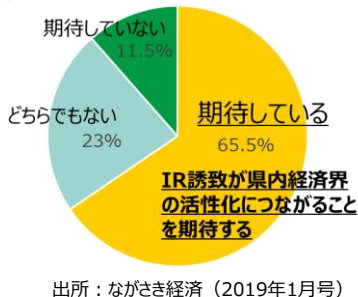
②佐世保市議会における決議（2017年）



③アンケート調査（有権者）



④アンケート調査（県内経済界）



（参考）

2018年10月に佐世保市で開催された九州・長崎IR推進決起大会（周辺の市町議会・行政、九州の民間事業者などの関係者が出席）。



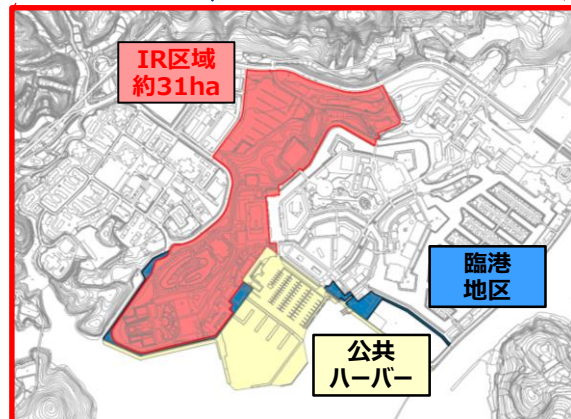
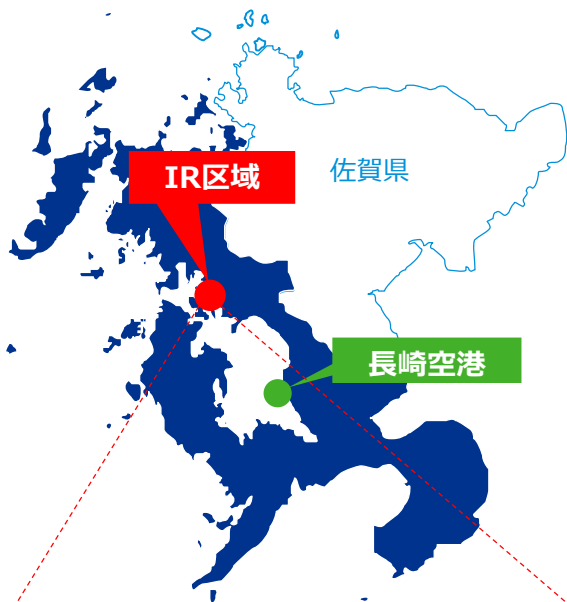
# 3 九州・長崎県のポテンシャル

## ⑤ IR候補地域の開発環境

### 【IR区域が存在する佐世保・ハウステンボス地区の特色】

- ✓ 年間300万人近い来訪客を有するテーマパークがあり、**集客の相乗効果**が見込まれる。
- ✓ 既に開発済みの用地で、年間300万人超の観光客を受け入れるためのインフラが整備されているなど、**区域認定後すぐに再開発が可能**である。
- ✓ 時代を先取りした**環境配慮型街づくり**と持続可能社会実現への取組の歴史があり、**先進的な取組**を取り込む土壌がある。
- ✓ 行政や民間レベルでの**大型集客施設立地ノウハウと理解**が進んでいる。
- ✓ 風光明媚な大村湾に面した**マリンリゾート**の演出に最適な立地である。更に、海上移動が活かせるハーバーに隣接しており、長崎空港から海上移動でダイレクトにIR候補地域にアクセスできる。

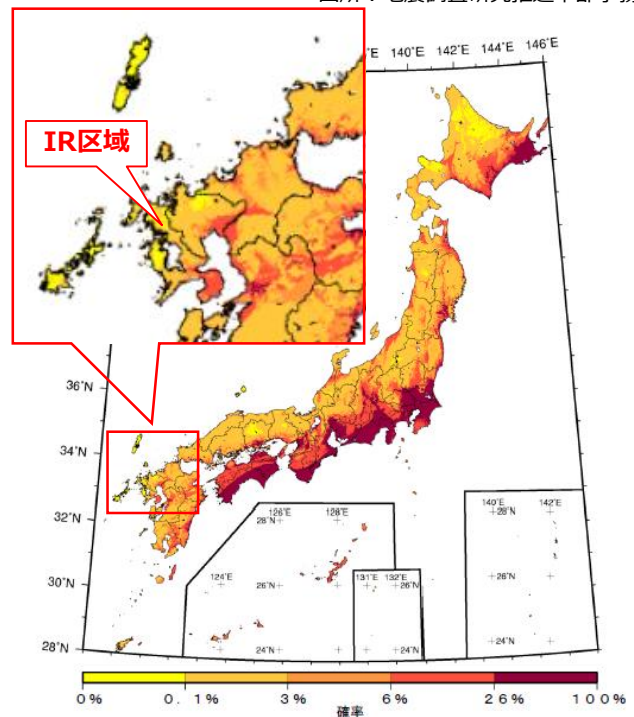
IR区域周辺地図



出所：佐世保市木基本図データ

地震発生確率

出所：地震調査研究推進本部事務局



- ✓ 年間を通じて温暖な気候や地震発生確率の低さなど、**快適で安全な環境**にある。
- ✓ 特に、今後30年間の震度6弱以上の地震が発生する確率について、佐世保市（市役所付近）は、0.7%と、全国的に最も低い地域となっている。

# 4 国施策への貢献

## 離島地域の保全・振興（有人国境離島法）

### 《国における施策の方向性・考え方》

#### I 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義

我が国の領海等の保全を図る上で、  
有人国境離島地域の保全と地域社会の維持が極めて重要

◆**有人国境離島地域**は、日本国民が居住していることにより、漁業、海洋における各種調査、領海警備、低潮線保全区域の監視等の領海等の保全等に関する活動の拠点として重要な機能を有している。

◆**本土から遠隔の地に位置し、かつ人口が著しく減少している特定有人国境離島地域**は、将来無人化のおそれがあり、一度無人化すると、活動の拠点としての機能を維持することは著しく困難となる。

#### III 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持

##### 地域社会の維持の方向

2027年に向け、「**特定有人国境離島地域における人口の社会増**」を基本目標として、これを実現するため、**ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会**を目指す。

○「交流・対流・循環」を生み出すための施策の方向性

- ①人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和
- ②交流促進のためのきっかけづくり
- ③島の魅力の再発見と島での人づくりの推進

○国、地方公共団体の役割

**市町村** 官民一体で取組みを実践、**都道府県** 市町村を支援、地域商社等の実践、**国** 財政的支援、地域間連携の促進

○離島振興関連施策との整合性の確保、地方創生関連施策との一体的推進



### 《九州・長崎IRを通じた国施策への貢献》

○有人国境離島地域が有する経済的価値や国土保全における役割等にも鑑み、同地域の8割以上が存在する九州において、九州・長崎IRにおける次のような取組等を通し、離島地域におけるヒトの交流拡大やモノ・カネの対流促進など、離島地域の振興を更に促進する。

#### ＜取組案＞

- ✓ IR施設の送客施設を介した、九州・長崎内離島地域への周遊促進（アイランドホッピングや離島クルーズなど）
- ✓ IR施設における離島地域をはじめとした九州・長崎の特産品の積極的活用促進
- ✓ 離島地域への周遊を支える、空港・港湾などの主要インフラ施設の整備

出所：内閣府HP（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針の概要）

# 4 国施策への貢献

## 歴史・芸術・伝統等の文化保全・活用（文化経済戦略）

### ◀国における施策の方向性・考え方▶



### ◀九州・長崎IRを通じた国施策への貢献▶

- 3つの世界文化遺産や2つのユネスコ無形文化遺産に代表されるように、他国との交流などを通して育んできた、九州の歴史・芸術・伝統等の文化について、九州・長崎IRにおける次のような取組等を通し、国全体の文化政策（新たな価値創出と投資等による持続的発展との好循環構築 等）を更に後押しする。

#### <取組案>

- ✓ IR施設の魅力増進施設において、九州・長崎の伝統・芸術を生かしたコンテンツを導入するとともに、送客施設においても、これら魅力を最新技術を活用し発信
- ✓ MICE推進における、九州・長崎の伝統的建造物・庭園等のユニークベニューとしての活用
- ✓ 納付金等を活用した保存・整備（後継者等の育成を含む）や周辺景観保全の推進

出所：文化庁HP（文化経済戦略の全体像）



# 4 国施策への貢献

## 歴史・芸術・伝統等の文化保全・活用（国土形成計画（九州圏広域地方計画））

### 《国における施策の方向性・考え方》

#### ○日本の成長センター「ゲートウェイ九州」の形成。

・九州圏がアジアの玄関口（ゲートウェイ）として、アジア地域の成長力を引き込む日本の成長センター「ゲートウェイ九州」となり、九州圏の新たな発展の機会を創出し、日本の経済成長に貢献することを目指す。

・グローバル人材の育成、ハード・ソフトが一体となった来訪環境の整備や国際交流・物流の拠点となる交流基盤や都市機能の充実。

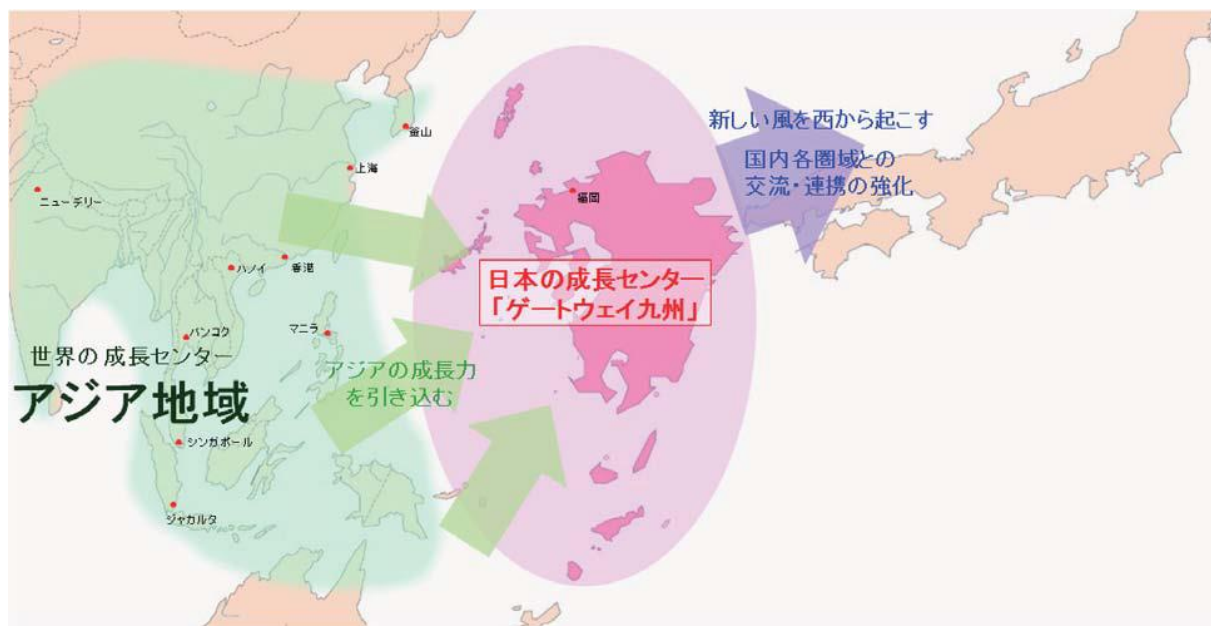
・域内の基幹産業や成長産業、地域産業の育成、アジア向けの市場拡大、産業振興による地域活性化を推進。

・農林水産物等の九州ブランド化による高付加価値化やインバウンドの拡大や旅行ニーズの多様化によるフード&観光アイランドの形成を促進。

#### ○九州圏と国内各圏域との交流・連携を促進し、新しい成長の風を西から起こす。

・ゲートウェイ効果を国内に波及するため、西瀬戸内海、豊後水道や関門海峡を介した中国圏、四国圏をはじめ、各圏域との交流・連携を強化。

・九州圏の豊かな歴史・風土、海城、離島、山脈、水系等様々な自然環境や水、温泉、景観等による多様な観光交流や地域づくりを促進。



### 《九州・長崎IRを通じた国施策への貢献》

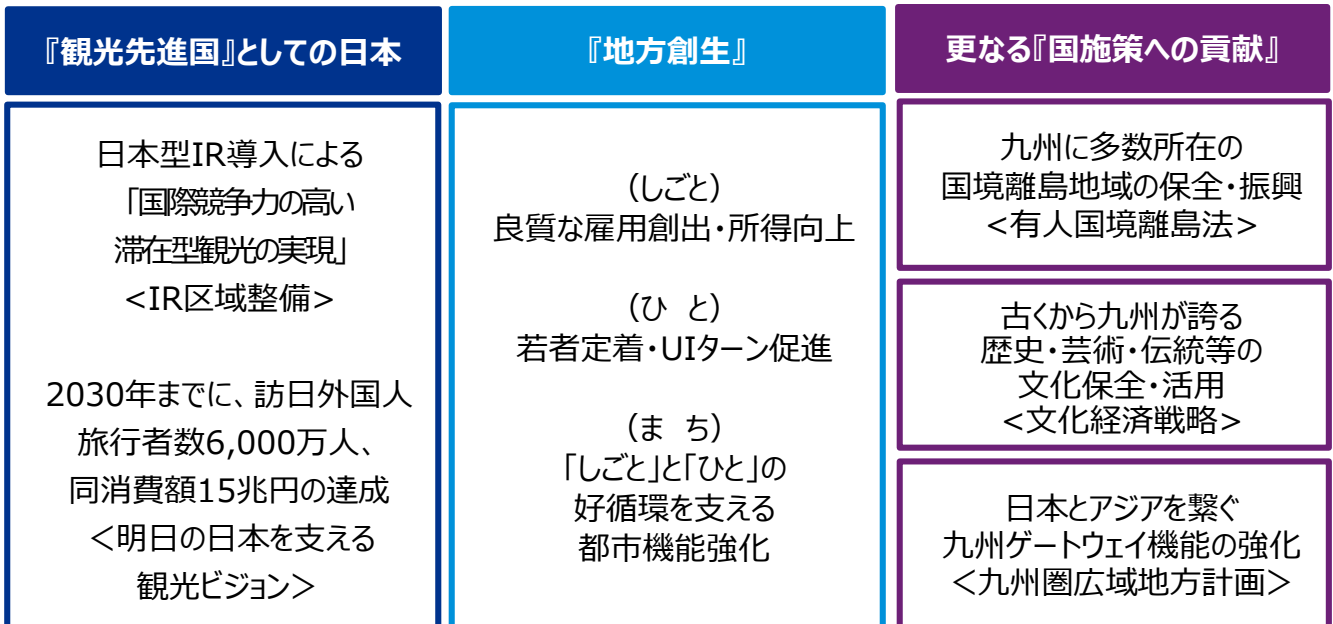
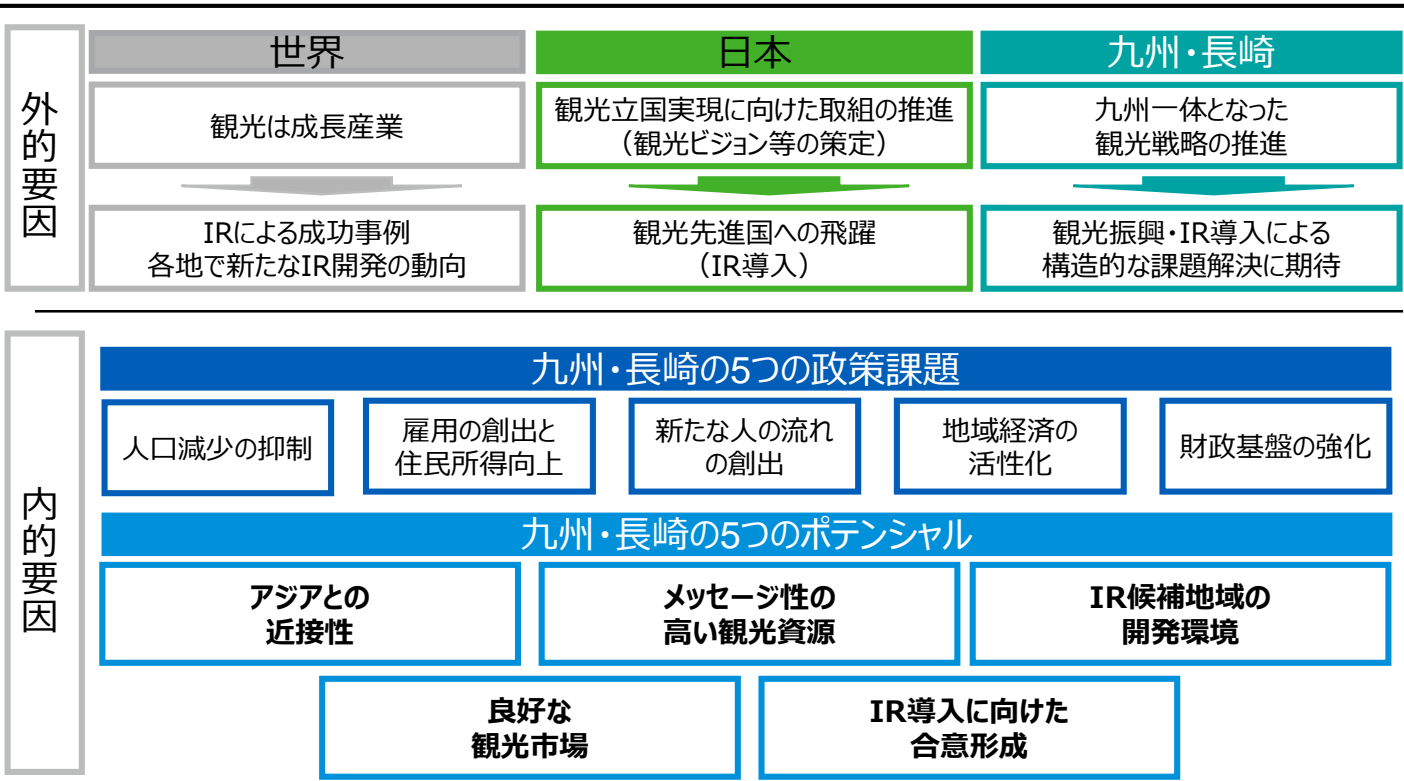
○九州・長崎IRにおける次のような取組等を通し、『アジア地域の成長を引き込む成長センター「ゲートウェイ九州」の形成』や『九州圏と国内各地域の交流・連携の促進』などの九州圏広域地方計画の目指す姿の実現に寄与する。

#### ＜取組案＞

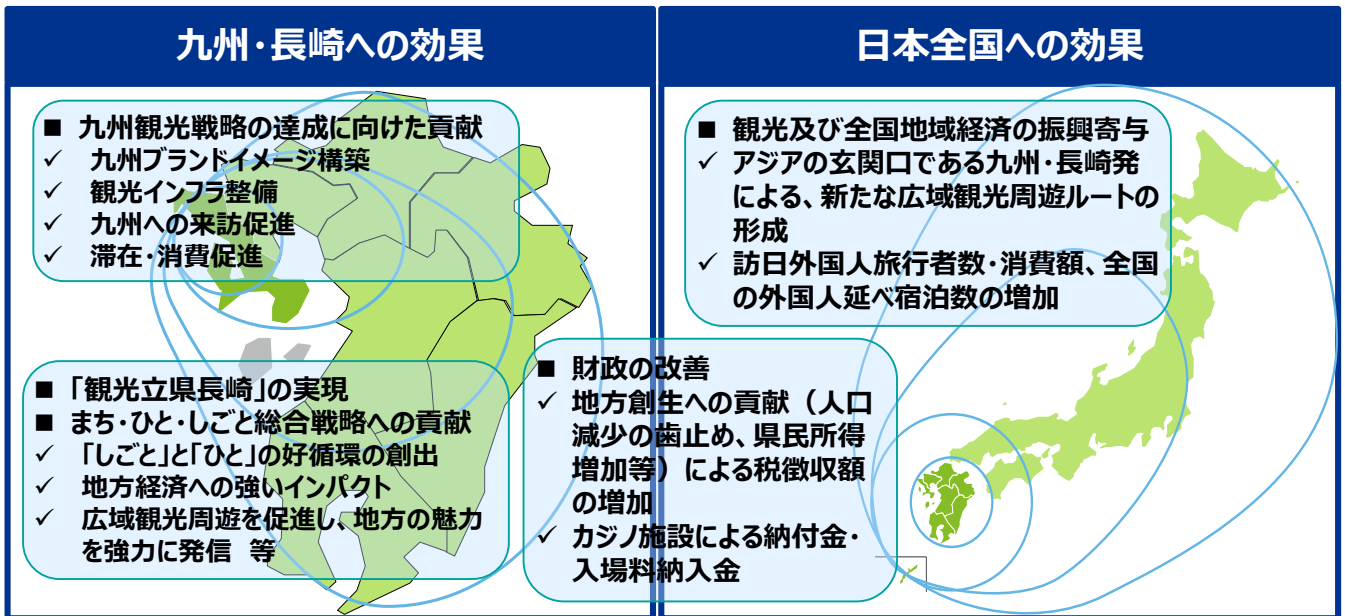
- ✓ IR施設の魅力増進施設における、日本の伝統・芸術等を生かしたコンテンツ導入
- ✓ IR施設の送客施設（ショーケース機能やコンシェルジュ機能等）を通じた国内各地への旅行・周遊の促進、各地への送客を支える交通基盤の整備・新たな交通形態の導入
- ✓ IR施設における九州・長崎の特産品の積極的活用促進や地場産業との連携促進

# 5 九州・長崎IRの導入意義と目標

世界最高水準のIR導入による、**地方創生に留まらない、国施策への貢献**



# 6 IR導入による効果



### 九州圏内への経済波及効果（想定）

集客延人数	690万人 ～ 930万人/年	建設投資額	3,500億円 ～ 4,600億円
経済波及効果 (運営)	3,200億円 ～ 4,200億円/年	経済波及効果 (建設)	6,100億円 ～ 8,100億円
雇用創出効果 (運営)	2.8万人 ～ 3.6万人/年	雇用創出効果 (建設)	6.3万人 ～ 8.4万人

※1 集客延人数については、交通インフラ等による供給能力の限界やハウステンボス施設への来場者を考慮したものではない。

※2 建設投資額は、建築物の建設費用のみが対象であり、その他の敷地造成工事、外構工事、設計管理に係る費用及び消費税等は考慮していない。公共施設整備も含まない。

※3 雇用創出効果については、自営業主、家族従業者含む。

※4 経済波及効果及び雇用創出効果は、九州圏を対象として試算している。

### 納付金・入場料納入金の使途

**【政府における納付金使途に関する考え方】**

- 観光の振興に関する施策
- 法の目的及び地方公共団体の責務を達成するための施策
- 地域経済の振興に関する施策
- 社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策

**【納付金・入場料納入金の使途に関する考え方】**

- 政府における考え方も踏まえつつ、離島振興など、九州・長崎の課題解決に対応する施策を含めて、納付金・入場料納入金活用の対象となる施策を検討していく。



# 6 IR導入による効果

政策課題	効果	内容
雇用の創出と 住民所得向上	雇用機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 観光・サービス業から、農林水産業や建設業等まで、関連産業の裾野の広いIRの建設・運営（再投資含む）により、幅広い業種での雇用機会の拡大が期待される。</li> </ul>
	雇用の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ IR施設の設置・運営においては、高質なサービスが提供でき、グローバルで活躍できる観光人材のニーズが高まるものと考えられることから、給与や福利厚生などの雇用条件・環境の良、良質な雇用創出に繋がることが期待される。</li> </ul>
新たな人の流れの 創出	来訪者の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アジア諸国や欧米豪等の海外をはじめとした国内外の地域から、富裕層を含めた、新たな来訪者の拡大が期待できる。</li> <li>✓ 海外からの玄関口・ゲートウェイとして、現在ゴールデンルートに集中する訪日外国人の新たな送客の起点となり、インバウンド効果の更なる拡大が期待できる。</li> </ul>
	九州内・長崎県内での 周遊	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ IR区域から大村湾・離島に広がる周辺地域、更には九州内の観光資源開発により、IR来訪者の九州内・県内周遊を促し、滞在型観光を促進する。</li> <li>✓ 離島域での交流人口の増加に寄与し、有人国境離島地域の保全・維持に貢献する。</li> </ul>
	九州全域・日本各地への 送客	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ IR区域内の送客施設による効果や広域観光連携の促進により、IR来訪者を九州全域、更には日本各地に送客し、IR誘客効果を九州を含めた国内他地域に拡げる。</li> <li>✓ また、送客施設におけるショーケース機能により、多地域への訪問意欲増大が図られるなど、リピーターの拡大も期待できる。</li> </ul>

# 6 IR導入による効果

政策課題	効果	内容
地域経済の 活性化	MICE効果の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ MICE誘致により、幅広い経済波及効果を受るとともに、ビジネスや共同研究機会の拡大など、中長期的な好影響が期待できる。</li> <li>✓ MICE誘致により、事業交流の場を提供することにより、九州におけるイノベーションの実現に寄与する。</li> </ul>
	観光の基幹産業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 来訪客の増加により、旅行代理店、ホテル、飲食、交通、エンターテインメントなどの観光関連事業者をはじめ、幅広い経済波及効果が期待できる。</li> <li>✓ 民間による周辺への投資が活発化し、継続的な地域の観光資源開発が期待される。</li> </ul>
	地元調達拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ IR事業者から、新規に一定規模且つ継続的な地元調達がなされる。</li> </ul>
	民間投資の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関連産業の裾野の広いIRの建設・運営（再投資含む）により、幅広い分野における民間レベルでの投資が拡大し、所得向上・交流人口拡大などの更なる効果発現が期待できる。</li> </ul>
財政基盤の強化	納付金・入場料納入金の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 納付金等収入による自治体の財政基盤の強化が期待される。</li> <li>✓ 納付金等を活用した文化財の保護・整備や社会サービス・社会インフラレベルの向上等が期待される。</li> </ul>
	地方税の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 産業活性化による地方税税収効果が期待される。</li> </ul>
人口減少の抑制	若年層の地元定着・転入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 交流人口の増加等により、「ひと」と「しごと」の好循環が生まれ、若年層の地元定着が促進されるとともに、様々な人材の需要増加により、国内外からの人材の流入が促される。</li> </ul>

# 7 九州・長崎IRの目指す姿

## コンセプト：世界と日本をつなぐ「九州創生IR」

九州・長崎IRの実現を通し、九州が日本の成長・創生に貢献できる3つの視点

日本の玄関口として  
アジア地域の成長力を  
引き込む

「ゲートウェイ・九州」

日本・九州の  
文化の創造的活動・  
発信を行う

「ショーケース・九州」

‘島国’らしい豊かな  
自然、歴史、食材、  
温泉を体験できる

「観光アイランド・九州」

## 九州・長崎IR発 成長・創生戦略

### 【九州・長崎IRの特徴】

- ✓ 成長著しいアジアに最も近いことから、観光客を含む「成長力」を引き込み、日本の更なる成長に寄与することを可能とする。
- ✓ 神話の時代から近代まで、九州は世界と日本の交流の窓口として発展してきており、多種多様な歴史や文化を有する。
- ✓ 広大な海域や多くの島・山などの豊かな自然、更には豊富な食材、快適な気候は、リゾート地としての高いポテンシャルを有する。
- ✓ また、自然や環境との共生を実現し、安全・安心かつ持続可能な「スマート」なまちづくりを通じて、地方発の日本創生のモデルを目指す。
- ✓ 更に、ユニバーサルデザインや多文化共生・フェアトレードなどのSDGsの観点においても、世界の最先端であり、模範となるグローバルな観光施設の実現を目指す。

# 8 九州・長崎IRが有すべき施設・機能

## 中核施設

## あるべき姿

### IRの中核施設に関する国の基本的な視点

基本的な視点1：我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容

基本的な視点2：これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模

基本的な視点3：民間の活力と地域の創意工夫

### 九州・長崎IRのあるべき施設及び施設の有する機能

<p>「①MICE施設」 アジア屈指の リゾートMICE拠点の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ ハイクラスに対応可能な<u>ラグジュアリーかつ隔離性のあるミーティング施設</u></li><li>◆ <u>クルーズによる新たなインセンティブMICE</u>需要の創出</li><li>◆ 最大規模のインセンティブツアーに対応可能な国を代表する規模（<u>最大会議室の収容人数6千人以上・施設全体の収容人数1万2千人以上</u>）の<u>コンベンションホール</u></li><li>◆ 人々の交流を促し、多目的利用が可能な一定規模以上（<u>展示床面積の合計2万㎡以上</u>）の<u>展示場施設</u></li></ul>
<p>「②魅力増進施設」 九州・日本の魅力創出と 発信拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 日本・九州の<u>伝統・文化・芸能</u>のコンテンツを<u>ショービジネス</u>として展開し、日本各地・九州の津々浦々への観光の起爆剤となる施設</li></ul>
<p>「③送客施設」 九州・日本の観光の 顧客体験価値の創造</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>最先端技術等を活用</u>したショーケース機能、コンシェルジュ機能の導入により、顧客体験価値を創造する施設（機能）</li><li>◆ 移動自体のアクティビティ化含めた、<u>交通機能の強化</u></li></ul>
<p>「④宿泊施設」 リゾート空間を演出</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 増加する宿泊需要に対応できる規模があり、且つ<u>ハイグレードを含めた幅広い客層・ニーズ</u>に対応できる施設</li><li>◆ 候補区域の特性を活かしたリゾート施設に相応しい、非日常的・印象的な空間を創出する施設</li></ul>
<p>「⑤来訪及び 滞在寄与施設」 体験型観光の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 九州ならではの<u>滞在提案型観光コンテンツ</u>の創出（四季の変化と楽しみ、自然を活かしたアクティビティ、職人技を集結させたプレゼンテーション機会創出、温泉による新たな需要創出、ガストロノミー・ツーリズム など）</li></ul>
<p>「⑥その他」 九州・長崎IRが目指す 区域の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 海を活かした開発、マリンリゾートらしい空間の演出</li><li>◆ ICTインフラ構築による、先進的且つ持続可能な観光リゾートの構築</li></ul>

# 8 九州・長崎IRが有すべき施設・機能

## 1

### MICE施設

(国際会議場及び展示等施設)

### MICE施設規模／MICE誘致支援体制

#### 国の方針

- MICE 誘致に当たり、日本の国際競争力の向上が図られる機能を有する施設（国際会議場・展示等施設）

## 九州・長崎IRで想定されるMICE施設規模

### これまでになかった規模の国際会議場と大規模な展示等施設

#### 国際会議場

最大会議室の収容人数 **6千人以上**  
かつ国際会議場施設全体の収容人員の合計が  
**1万2千人**の国際会議場施設



Sands Grand Ballroom with Concert Seating

出所：Marina Bay Sands HP

#### 展示等施設

床面積の合計が **2万㎡以上**の展示面積



出所：RFI回答

### <九州・長崎IRにおける世界で勝ち抜くMICEの方向性（例）>

- 最大規模のMICEイベントに対応できるなど、日本のMICEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させるために十分なスケール
- 首脳級会合など重要な国際会議等の高度な需要に対応した機能、国際競争力の高い優れたクオリティ
- 食のバリアフリー対応を含む質の高い食の提供など、付加価値の高いサービスの提供

### <施設整備・運用（例）>

<b>M:Meeting (ミーティング)</b>	✓ Meeting 中でもハイクラスのターゲットニーズに対応できるよう、ラグジュアリー感・隔離性等で特徴を出した会議室施設を中心に整備。
<b>I:Incentive (インセンティブツアー) &amp; C:Convention /Conference (大会・学会・国際会議)</b>	✓ Convention もIncentive に親和性の高い宴会等に対応できるよう、我が国を代表する規模の国際会議場及びコンベンションホール（ボールルーム）として整備。 ✓ アジアに近い九州の地の利を活かしたクルーズによる新たなインセンティブのMICE需要創出など、クルーズとの連携。 ✓ 既存資源・産業を活かした海洋・環境・再生可能エネルギー・観光のほか、新規産業の育成に伴うICT・移動技術等の分野。
<b>E:Exhibition (展示) /Event (イベント)</b>	✓ 海洋等の集積産業や特産農水産物などの九州の特異性を活かした展示会等とともに、大人から子どもまで幅広い層の観光客が楽しめるよう、コンサート・スポーツイベント・eスポーツ等にも対応可能な展示場施設を整備。

### 九州・長崎IRにおけるMICE誘致支援体制の確立

- ✓ IR事業者による開催誘致と併せて、行政とIR事業者による官民一体の組織を設置し、MICE誘致、開催支援を実施。このほか、関係自治体、県内・九州・国の観光関係団体なども連携し、大規模MICEの誘致を目指す。
- ✓ 関係自治体のほか、県内・九州・国の観光関連団体などとの連携強化を図るとともに、MICE関連のステークホルダーとのネットワーク構築のため、エリアサポーター制度も新たに組成。



# 8 九州・長崎IRが有すべき施設・機能

## 2

### 魅力増進施設

### 九州・日本の魅力創出と発信拠点

#### 国の方針

➤ 我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設

#### 九州・長崎IRにおける魅力増進施設のあり方

##### 伝統・文化・芸術

日本の伝統・文化・食・芸術を生かしたコンテンツの導入



##### エンターテインメント

何日居ても飽きない多彩なエンターテインメントが必要



##### 最先端技術

展示物、映像、実演などに加え、VR等の最先端技術も駆使し、臨場感を感じさせる演出

日本・九州ならではの伝統・文化・芸能のコンテンツをショービジネスとして展開し、日本・九州の魅力を広く世界に発信し、日本各地・九州の津々浦々への観光の起爆剤とする  
＜施設整備・運用（例）＞

日本・九州各地の伝統芸能を五感で体感できるショーコンテンツとしてエンターテインメント化



日本・九州に脈々と受け継がれてきた伝統芸能・風習



【例】「五穀豊穡」をテーマに神話の背景を映像や音楽、食など五感で体感できるコンテンツ「SHINWA」（八芳園）

✓ 単に伝統芸能を披露するのではなく、九州各地に残る神話などをモチーフに日本の文化や風習に込められた信仰心や歴史を新しい和の形で五感を通して伝えるショーコンテンツとして創出。

#### クールジャパンの発信

九州を代表する人気漫画家によるアニメや九州を題材としたアニメのイベント開催など、クールジャパンの発信



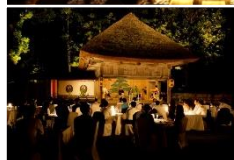
アニメ関係イベントイメージ

#### 祭りアイランド九州



数百年続く伝統ある祭りや優雅で勇壮な祭り、地域独自のユニークな祭りが各地に数多く残る九州。そんな多彩な九州の祭りを一同に集めた「祭りアイランド九州」を開催

#### 九州・日本の食文化発信



九州を代表するラーメン文化のほか、料理人のエネルギー溢るパフォーマンスを観ながら食事が楽しめる九州・日本の食文化を発信するキッチンスタジオ型レストランなど。

「ダイニングアウト」のような日本を代表するシェフを招いた屋外での食イベントの開催。

出所：九州観光推進機構、八芳園、祭りアイランド九州、WIRED



# 8 九州・長崎IRが有すべき施設・機能

## 3

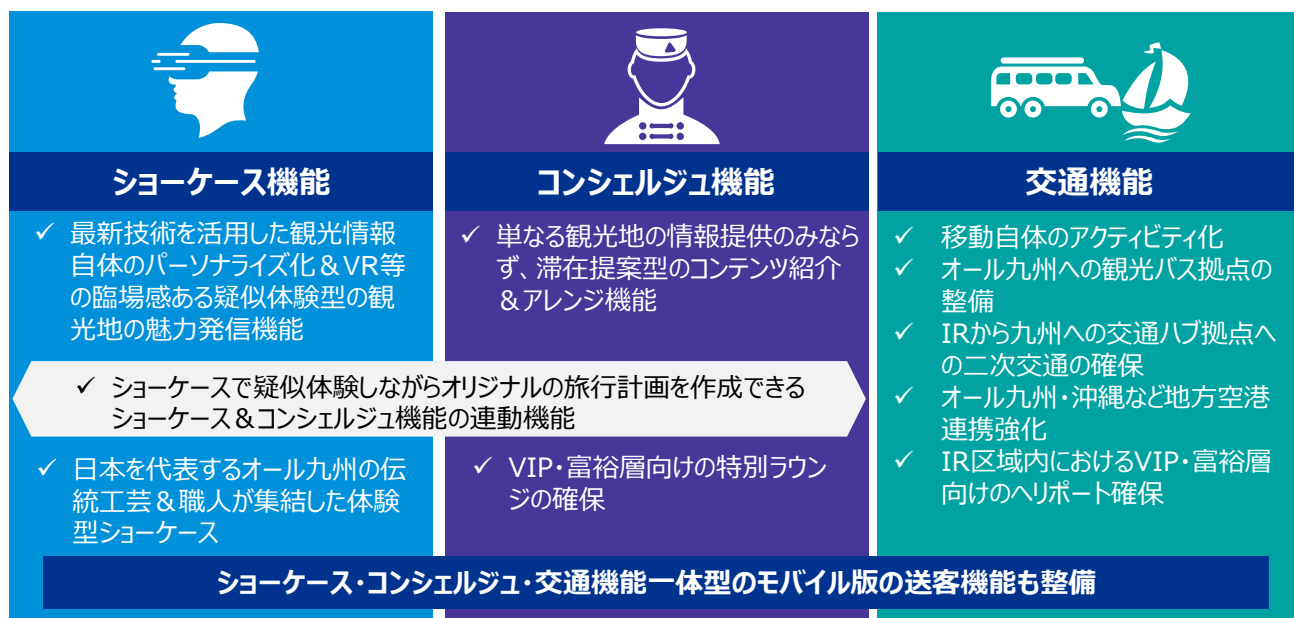
### 送客施設

### 送客施設の機能

#### 国の方針

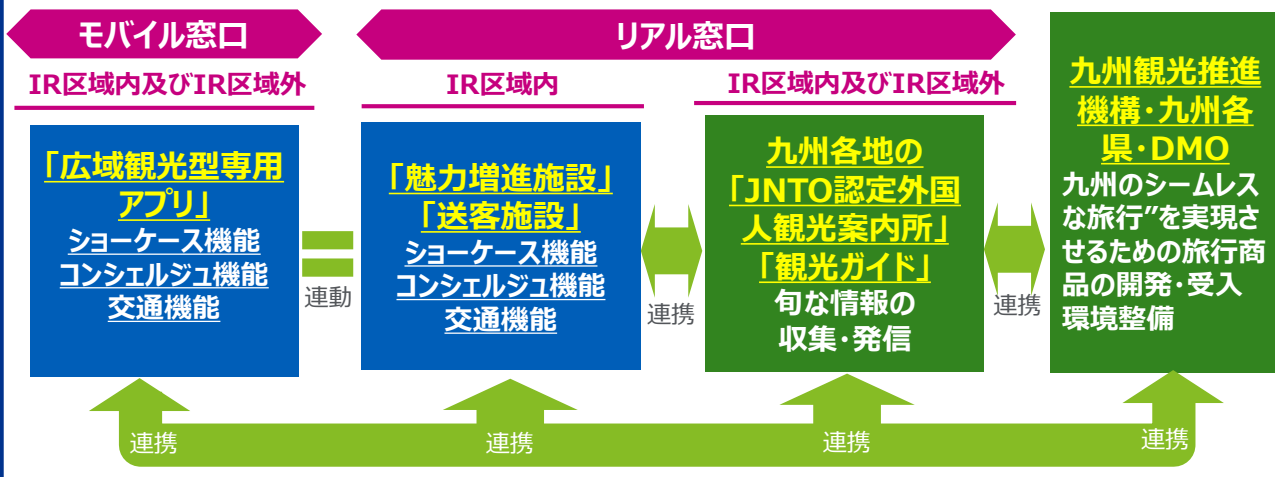
- ①ショーケース機能：日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信
- ②コンシェルジュ機能：利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施
- ③多言語対応：上記の①・②について、英語を含め複数の外国語で提供
- ④十分な施設規模：多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備

#### <施設整備・運用（例）>



#### 九州圏内の広域滞在型観光を加速させるための連携体制の構築（例）

- ✓ 九州各地の観光関係機関と連携した仕組みの構築（コンポイント\*の活用環境整備等も含む）により、九州の旬な情報や多様な魅力を提供し、広域周遊の促進やリピーターの獲得につなげる。



\*ゲーミングの実施状況に応じ、カジノや他の娯楽施設等で利用できるポイント（割引や専用サービスの提供等の形態もあり）

# 8 九州・長崎IRが有すべき施設・機能

## 3 送客施設

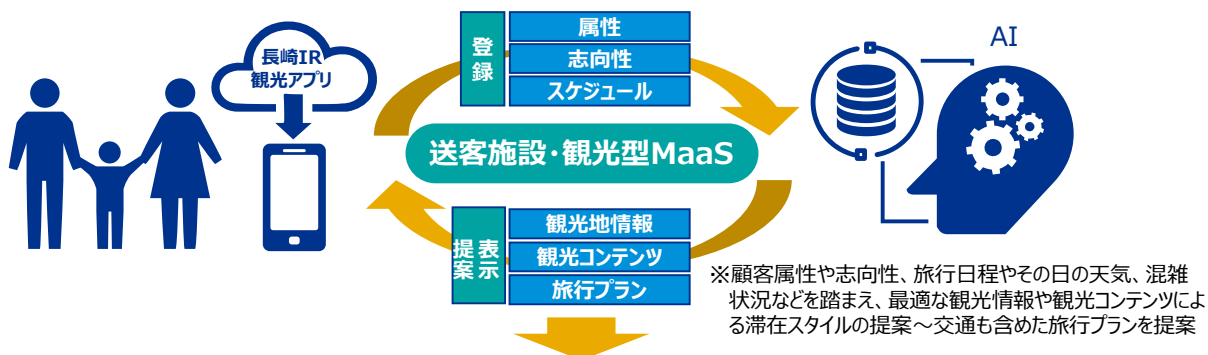
最新技術によるショーケース&コンシェルジュ機能、VIPにも対応した交通機能

### 九州・長崎IRにおける送客施設のショーケース&コンシェルジュ機能のあり方

- ✓ 送客施設のショーケース機能は、従来のように一律で同じ情報を提供するのではなく、AIの活用により顧客属性や志向性に合った情報提供、更にはVR等を活用した体験型の情報提供を目指す。
- ✓ 交通機能として、マスとVIPのそれぞれに対応したインフラを完備し、IRから九州・全国へ送客。

#### 最先端技術を活用したショーケース&コンシェルジュ機能（例）

- 送客施設内のショーケース機能や観光型MaaSにおいて、AI（人工知能）を活用し、来訪者の属性や趣味志向などに合った情報や周遊観光を提案すると共に、顧客自らがカスタマイズすることでオリジナルの旅行プランをデザイン



最適なカスタマー・エクスペリエンスを提供 & まだ知られていない九州・日本の魅力を再発見

#### VR等による臨場感ある体験型情報を提供



#### ショーケースでの疑似体験とコンシェルジュ機能の連動



ショーケースで疑似体験しながらオリジナルの旅行行程を作成し、その場で予約手配できるようなコンシェルジュ機能

#### 交通機能（例）



九州各県への送客インフラ例：  
バスターミナル  
(写真は県内事例)

出所：長崎県



VIP送客インフラ例：  
ヘリポート  
(写真は県内事例)

出所：長崎県

# 8 九州・長崎IRが有すべき施設・機能

## 4 宿泊施設

### 多様なニーズに対応する宿泊施設

#### 国の考え方

- 諸外国のIRの宿泊施設などの①客室の最小一部屋当たり客室面積、②スイートルームの最小一部屋当たり客室面積、並びに総客室数に占めるスイートルームの割合、及び③総客室数を勘案し、且つ客室床面積の合計がおおむね10万平方メートル以上であること

#### 背景

#### 日本・九州の宿泊施設の現状

- ✓ 世界的なブランドや諸外国のIRの宿泊施設の最小客室面積の平均は、日本の水準を大きく上回っている。
- ✓ 世界中から訪れる観光客が宿泊施設に求める世界水準の規模に達していない。
- ✓ 国内外の富裕層の需要へ対応するための施設が整っていない。

#### <参考>

		世界的なブランドの宿泊施設	諸外国のIRの宿泊施設	日本を代表する宿泊施設	日本の大規模な宿泊施設
積 最小客室面 (m <sup>2</sup> )	スイートルームの最小客室面積の平均	67.0	65.6	58.7	64.1
	最小客室面積の平均	39.7	40.0	29.0	17.7
客 室 数	総客室数の平均	273	2,495	930	1,554
	スイートルーム数の平均	35	617	47	28
	スイートルーム割合の平均	14.8	19.2	5.3	2.3

出所：特定複合観光施設区域整備推進本部事務局作成資料

#### 九州・長崎IRにおける方針

#### 質

- ✓ 富裕層の滞在に相応しいグレードの客室構成や飲食等のサービス提供
- ✓ ファミリーやビジネス客、長期滞在者など、多様な滞在目的に応じた客室

#### 規模

- ✓ 世界中の観光客を受け入れるのに相応しい規模（客室床面積の合計がおおむね10万平方メートル以上）
- ✓ MICE施設等による宿泊需要に対応するための宿泊施設の整備

#### デザイン

- ✓ 大村湾を望む風光明媚な海辺の候補区域の特性を活かしたリゾート施設に相応しい快適な空間
- ✓ 宿泊施設自体が 非日常的・印象的な空間を創出し、世界中の観光ディステーションとなる象徴的な建築物



上質な体験を提供できる宿泊施設（イメージ）



# 8 九州・長崎IRが有すべき施設・機能

## 5 来訪及び滞在寄与施設

### 体験型観光の促進

#### 国の考え方

- ▶ 地域の創意工夫や民間の活力を生かしてIR施設への集客力を高めるために設置可能。魅力増進施設に当てはまらない劇場、美術館等の他、遊園地、水族館、商業施設等の集客施設を想定。

「モノ」消費から「コト」消費に移行している訪日外国人の旅行需要を踏まえた体験型観光を促進する施設 <以下、九州・長崎IRが訴求すべき九州ならではの観光コンテンツ要素例>

#### 九州ならではの四季の変化と楽しみ

四季は日本ならではの最大の魅力。九州ならではの四季の魅力・楽しみをショーケースのコンテンツとしてVRなどを活用し疑似体験させることで、異なる四季への来訪を促す。



#### 九州の自然を活かしたアクティビティ・アドベンチャー

火山が創り出した雄大な景観などの特徴的な自然環境を活かし、体験ツアーの開発強化を図り、世界水準のアクティビティ・アドベンチャーフィールドを創出。



食材の収穫から料理づくりを通して食文化を体験 (事例：雪国ガストロミーツリズム (雪国観光圏) より)

#### ガストロミーツリズム

温暖な気候や海流を基に豊富な食材を有する“食のアイランド”九州。土地の歴史や文化を体験する「ガストロミーツリズム」を富裕層向けコンテンツとして開発することで、食による観光消費額の向上を図る。



豊富な温泉資源を活用したヘルスツーリズムの創出 (事例：アナンダイン ザヒマラヤ (インド) より)

#### 温泉による新たな需要創出 ヘルスツーリズムの促進

九州の温泉地数345、源泉総数は国内総数の35%を占める9,543を有する温泉大国。温泉による新たな需要を創出すると共に、より長い滞在を目指すため、温泉を活用したヘルスツーリズムを促進。



福岡県大川市の職人による移動組立式茶室、九州の職人が集結した技の実演や体験 (事例：「WAZA DEPARTMENT」 (八芳園) より)

#### 九州の職人技を集結させた プレゼンテーション機会の創出

九州各地の伝統工芸のプレゼンテーション機会を創出。職人の技を見て、触れ、体験できるような観光コンテンツとして作り上げるにより、地場への来訪機会、更にはMICE開催時の企業ノベルティとしての需要創出を図る。

# 8 九州・長崎IRが有すべき施設・機能

## 6 その他

### 九州・長崎IRが目指す区域の方向性

#### 区域全体に係る国の考え方

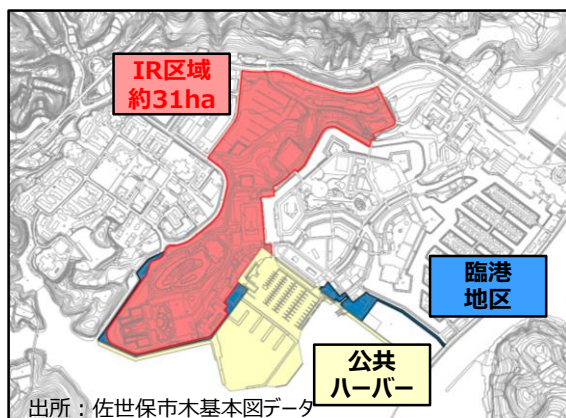
- 建築デザインが新たな象徴となり得る先進性等を有すると共に、周囲の景観等と調和していること。
- ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生等の観点から、世界の最先端・模範となること。

#### 早岐港の活用

IR区域に隣接している早岐港（公共ハーバー＋臨港地区）は、IR区域の海の玄関口としての再開発を行い、訪問者の利便性の向上や海を活かしたマリニリゾートなど風光明媚な大村湾と一体となった利活用を目指す。

（例）

- ✓ 海上交通の拠点（IR区域への海上交通）
- ✓ 海を活かしたレジャーレクリエーション、アクティビティ施設開発 など



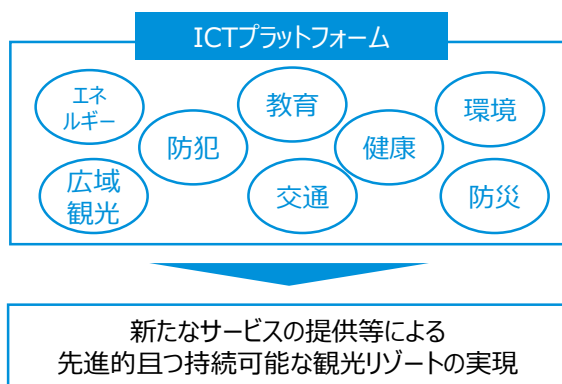
#### イノベーションの実現

ハウステンボスが環境配慮型施設として開発された歴史も踏まえ、先進的且つ持続可能な観光リゾート（スマートシティ、先端環境技術の導入等）の構築を目指す。

- ✓ IRと周辺地域のデータを集約・統合的に管理し、新たなサービスの提供や地域振興を実現

（例）

- 持続可能なエネルギーシステムの構築
- 近隣の交通インフラ課題の緩和、先進移動技術導入（広域観光型MaaS等）
- 懸念事項対策の推進（顔認証技術等）
- 避難オペレーションやユニバーサルデザインの推進
- エンターテインメント空間や魅力増進施設におけるIT技術の利活用 など



#### 防災、減災拠点

MICE施設等の大規模施設を災害時の周辺住民の避難施設として利用することを想定。

（例）

- ✓ 地震、暴風雨、洪水、津波などから人々を守る
- ✓ 災害時の佐世保市及び近隣住民の避難場所・シェルターとしての機能
- ✓ 顔認証などの技術転用による安否確認管理
- ✓ IR区域内へのクリニック設置 など



# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 交通インフラの現状

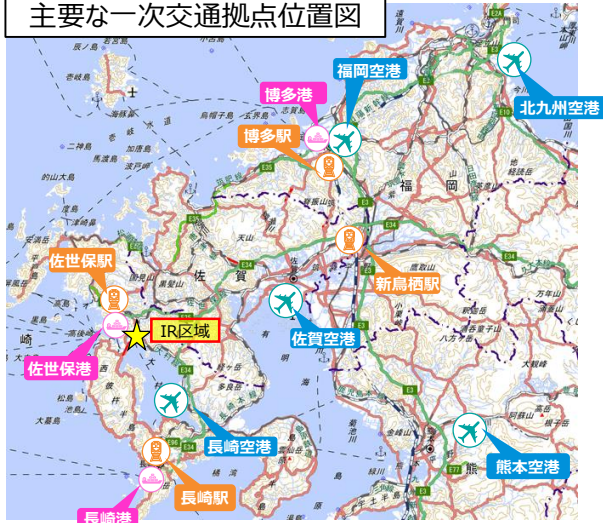
IR区域周辺における既存の交通インフラについては、隣接地にある国内有数のテーマパークであるハウステンボスへ国内外から訪れる年間約300万人、1日最大約4万人の訪問客に対応しているところである。

また、既存のインフラとして、2時間半圏内に5つの国際空港が立地しているほか、2022年開業予定の九州新幹線西九州ルートや高規格幹線道路等が整備中であるなど、今後、広域交通ネットワークの更なる利便性の向上が見込まれている。

IR整備にあたっては、大幅な増加が想定される訪問客への対応や周辺観光施設との相乗効果を発現させるために、様々な交通インフラ対策を講じていく。

### 一次交通の概要（現在）

主要な一次交通拠点位置図



出所：国土地理院地図に情報追記

（各交通拠点への主な就航路線、所要時間）

交通結节点	所要時間	主な路線
福岡空港	約105分	国内線（全国各地） 国際線（東アジア、東南アジア等）
博多駅	約90分	山陽新幹線 特急路線（九州主要駅）
博多港	約100分	釜山（高速船） クルーズ船
北九州空港	約150分	国内線（東京、沖縄） 国際線（韓国、台湾等）
佐賀空港	約80分	国内線（東京、成田） 国際線（ソウル、台湾、上海等）
熊本空港	約140分	国内線（東京、大阪、中部、沖縄等） 国際線（ソウル、タイ、香港）
長崎空港	約50分	国内線（東京、大阪、中部、沖縄等） 国際線（上海、香港）
長崎駅	約70分	特急かもめ（博多駅）
長崎港	約70分	クルーズ船 五島、上五島（高速船）
佐世保駅	約20分	特急みどり（博多駅）
佐世保港	約25分	クルーズ船 五島、上五島（高速船）

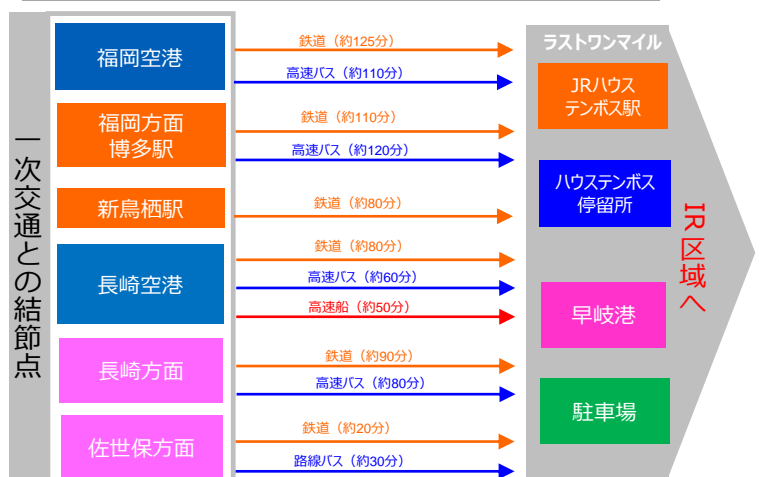
### 二次交通の概要（現在）

二次交通手段概要図



出所：国土地理院地図に情報追記

二次交通（二次交通の結节点からIR候補地）





# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 交通アクセスの強化①

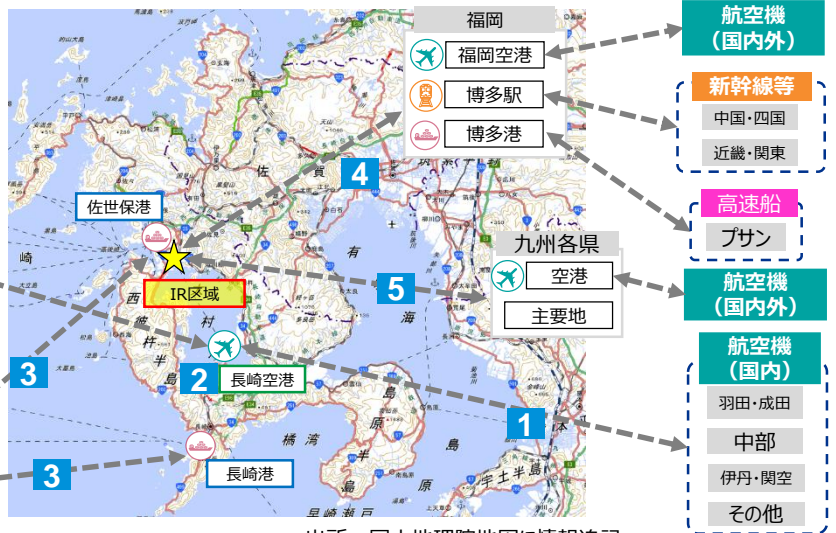
### ○IR整備に伴う交通インフラ整備の基本的な方針

- ✓ IR施設へより多くの来訪者に対応するために、空港や新幹線、広域道路網といった広域交通ネットワークの形成を促進する。
- ✓ 各種公共交通機関の輸送機能拡大と連携強化を図り、来訪者に快適な交通環境を形成する。
- ✓ 周辺住民の日常生活への影響を最小限とするために、IR区域周辺の車両交通対策を実施する。
- ✓ 国内外から訪れるVIP客への対応に必要なインフラ整備を検討していく。

### 一次交通（長崎県外からのアクセス）の改善

長崎県外からのアクセス概要図

航空機（国際）	
誘致対象地域例	既存路線
北京	上海
ソウル	香港
台北	
フィリピン	
ベトナム	
その他	



出所：国土地理院地図に情報追記

### 交通インフラの現状・課題

空路	長崎空港は、海上空港という特性を活かした運航時間拡大の他、アジアとの近接性等を活かした海外ハブ空港との国際航空路線の就航拡大も可能。IR区域から2時間半圏内に5箇所の国際空港が立地。
海路	東アジアを中心とした海外からの大型クルーズの需要が拡大傾向にあり、その多くが長崎、佐世保、博多港に寄港している。
陸路	九州新幹線西九州ルートを整備中。福岡や九州各県からの鉄道やバスなどの公共交通機関について、既存インフラを活用した輸送機能強化が可能である。

### 交通アクセス強化の方向性

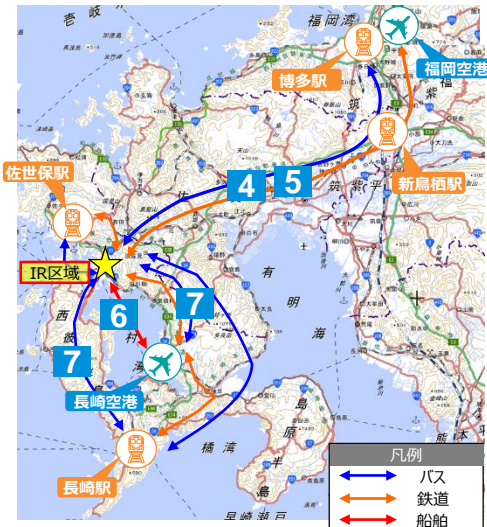
✓ <b>長崎空港の機能強化</b> 1 2	⇒国内線・国際線ネットワークの拡大、ターミナル施設の増強、運航時間の延長（24時間化）。
✓ <b>九州内の空港との訪問客分担、連携強化</b> 4 5	⇒九州内の周遊観光を促進するため、九州内の空港連携（訪問客のin-out分担）と各空港へのアクセス強化。
✓ <b>大型クルーズ客船の受入促進・拠点港化及びIR区域への送客機能の強化</b> 3	⇒クルーズ船等による集客を一層図るための、港湾施設の整備や拠点化の推進、IR区域への送客機能の確保。
✓ <b>高速鉄道ネットワークの整備</b> 4	⇒九州新幹線西九州ルートを整備促進。
✓ <b>公共交通機関の増便及び新規路線誘致による輸送力拡充</b> 4 5	⇒鉄道の増便や九州のバスネットワークを活用した高速バスの新規路線誘致。

# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 交通アクセスの強化②

### 二次交通（IR区域までのアクセス）の改善

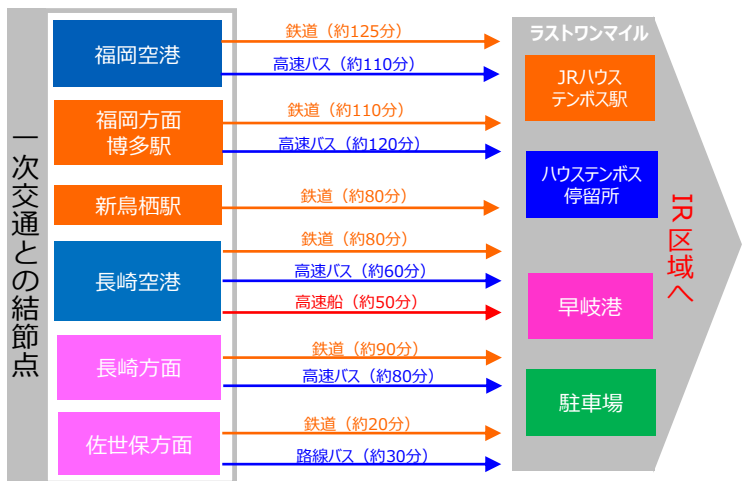
二次交通手段概要図



出所：国土地理院地図に情報追記

(現況のアクセス状況) ※下記対策により改善予定

二次交通（二次交通の結節点からIR区域）



### 交通インフラの現状・背景

#### 海路

風光明媚な大村湾や海上空港という立地上の特性があるものの、長崎空港をはじめとする大村湾周辺地域からIR候補地域までの海上交通は、現在1日5便。係留施設などのインフラ整備を行うことで輸送能力強化を図ることが可能。

#### 陸路

IR区域周辺の道路交通網については、ハウステンボスの大規模イベント時に、交通渋滞が発生している。IR整備に伴う更なる交通量の増加が懸念され、周辺住民の生活への影響を最小限とするため、公共交通機関の充実など様々な対策を実施していく必要がある。

### 交通アクセス強化の方向性

- ✓ **海上輸送能力の増強、航路ネットワークの充実 6**  
⇒利用者増に対応できる長崎空港～IR候補地域の海上輸送形態の検討（船舶の規模、運航間隔、主要時間等）。⇒移動自体も楽しみのひとつとして感じてもらえるよう大村湾地域の特性を活かした海上輸送等を実現。
- ✓ **大村港（長崎空港）及び早岐港の増強 6**  
⇒利用者増に対応できる港湾施設（棧橋等）の整備。
- ✓ **公共交通機関の充実 7**  
⇒バスや鉄道をはじめとする県内各方面からの公共交通機関の増便や新規路線の誘致を実施。
- ✓ **公共交通機関のインフラ整備 7**  
⇒利用者の増加に対応するため、ハウステンボス駅やバス停留所などのインフラ整備を検討していく。
- ✓ **公共交通の利便性向上 7**  
⇒空港と高速バス、列車とバスなどの連携（乗継等）の強化。広域観光型MaaSの導入の検討。
- ✓ **九州各県からの公共交通機関の増便及び新規路線誘致による輸送力拡充（再掲載） 4 5**



# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 交通アクセスの強化③

### 道路整備関係対策

(広域道路ネットワーク)



(主要な周辺道路ネットワーク)



出所：国土地理院地図に情報追記

..... 事業中      ○○○ 未着手

### 交通インフラの現状・背景

広域道路ネットワークである西九州自動車道や長崎自動車道が整備中であり、円滑な交通を確保するためには早期完成を図る必要がある。  
また、大村湾周辺等の長崎県内からのアクセス改善のためにも、地域高規格道路の早期整備が必要である。  
周辺の幹線道路である国道205号について、ハウステンボスの大規模イベント時に交通渋滞が発生しており、円滑な交通を確保するための整備が必要である。

陸路

### 交通アクセス強化の方向性

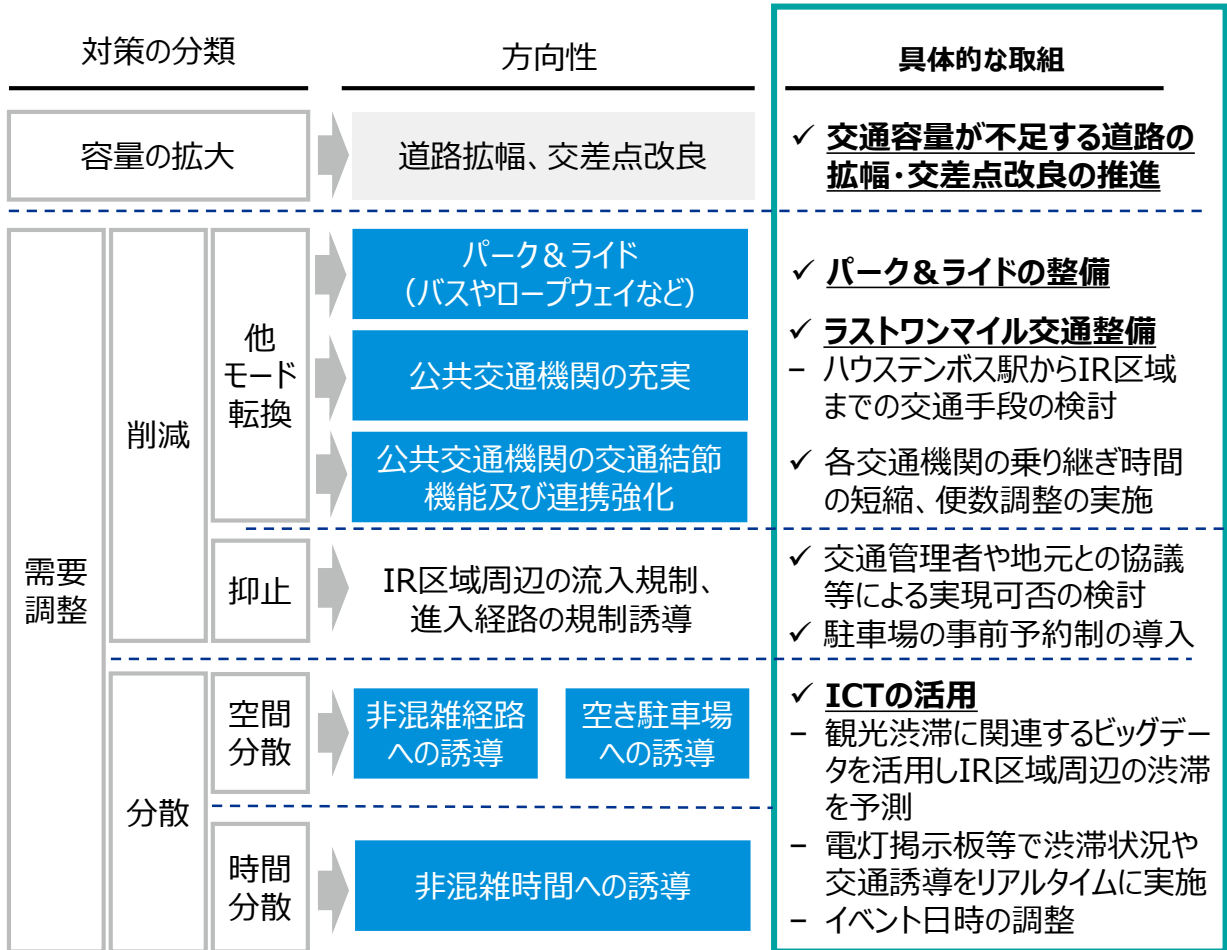
- ✓ **広域道路ネットワークの整備促進 8**  
⇒西九州自動車道（武雄JCT～佐世保大塔IC～佐々IC）の4車線化や（松浦IC～佐々IC）の整備を促進し、広域道路ネットワークを形成。
- ✓ **国道205号 佐世保大塔IC～江上～ハウステンボス入口交差点の増強 9**  
⇒交通容量拡大のための4車線化整備。  
⇒車両交通が集中する佐世保大塔IC周辺及びハウステンボス入口交差点周辺における交通対策の検討。
- ✓ **東彼杵道路（東そのぎIC～ハウステンボス間）の早期事業化、西彼杵道路の整備促進 10**  
⇒長崎空港や長崎方面等からのアクセス強化のため、地域高規格道路の事業化への取組や整備を促進。

# 9 IR整備に向けた課題と取組

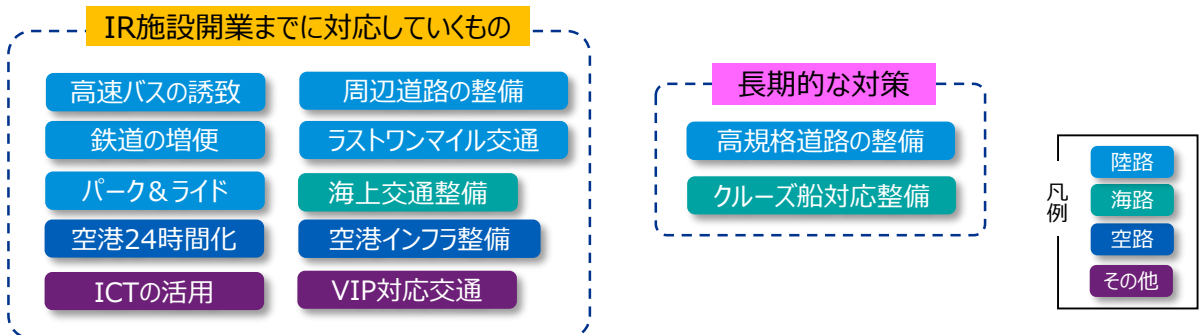
## 交通アクセスの強化④

### 地元交通渋滞対策・導入の考え方

#### (地元交通渋滞対策の方向性)



#### (交通対策導入の考え方)



※IR整備に向け、地元住民への影響など優先順位を考慮した段階的な導入を検討

# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 交通アクセスの強化⑤

### IR施設周辺の交通（VIP対応含む）対策

#### （IR施設周辺の交通対策導入の考え方）

周辺交通対策やVIP向けの対応として、海や自然といった地域特性を活かした交通機関（モノレール等の新交通、海上交通や小型航空機を活用した離島路線拡大など）の導入を検討していく。なお、導入にあたっては、移動時間の短縮とともに、移動時間も楽しみとなるようなエンターテインメント性を備えたものを提供していく。



✓ IR敷地内の回遊性を高め、移動の楽しさを提供。



✓ 長崎空港とIRを結ぶ大量輸送機関としての役割を担うほか、大村湾の自然を体感する機会を提供。



✓ VIPニーズに対応したラグジュアリーな移動空間を提供。

#### （諸外国におけるIR施設周辺やVIP対応の交通事例）

##### ロープウェイ



シンガポール  
（メインランド～リゾート・ワールド・セントーサ）

出所：sentosa HP

##### モノレール



シンガポール  
（メインランド～リゾート・ワールド・セントーサ）

出所：SGTrains HP

##### 高速船



マカオ  
（香港～マカオ）

出所：TURBOJET HP

##### プライベートジェット（VIP対応交通）



アメリカ  
（顧客のニーズに合わせチャーター便を運航）

出所：PRIVATE JET SERVICES HP



# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 交通アクセス—マス送客における連携

### マス送客の機能強化

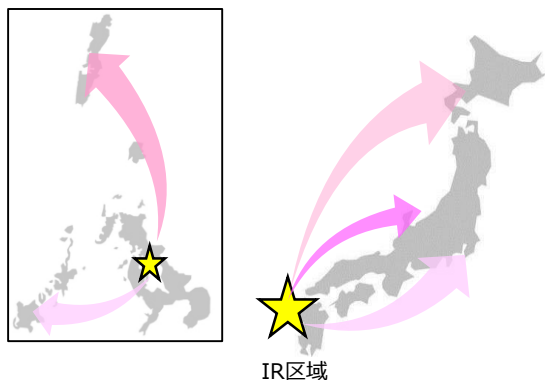
- ✓ 日本各地への周遊観光を促進させるためのマス（一般大衆）送客として、長崎空港の増便や機材の大型化、九州新幹線や山陽新幹線といった高速鉄道の利用を促進するためのJR新鳥栖駅へのアクセス改善等の強化策を実施していく。
- ✓ また、九州各地への送客機能としては、基山PA（パーキングエリア）をハブとする九州高速バスネットワークの活用し、更なる利便性の向上及び利用促進を目指す。

#### 空路による日本各地への送客

##### 長崎空港の機能強化

日本各地への送客については、IR候補地域から海上交通で50分（改善予定）と近傍にある長崎空港の送客機能の強化を実施し、周遊観光を促進していく。また、世界遺産など長崎ならではの離島観光についても航空ネットワーク活用（空港間連携含む）による促進を図る。

#### 航空機による日本各地への送客イメージ



#### 新幹線による西日本を中心とした地域への送客

##### 鉄道の機能強化と九州新幹線の早期整備

現在整備中の九州新幹線西九州ルートを含めた全国の新幹線ネットワークへのアクセス強化を行い、西日本を中心とした地域への周遊観光を促進していく。そのためにも、IR候補地域から新幹線の重要なハブ機能をもっている新鳥栖駅への在来線の増便や九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格での早期開業に取り組んでいく。

#### 鉄道のハブ機能を有するJR新鳥栖駅



#### バスによる九州・山口各県への送客

##### 高速バス・トランジット機能を導入する基山PAをハブとする高速バスの活用促進

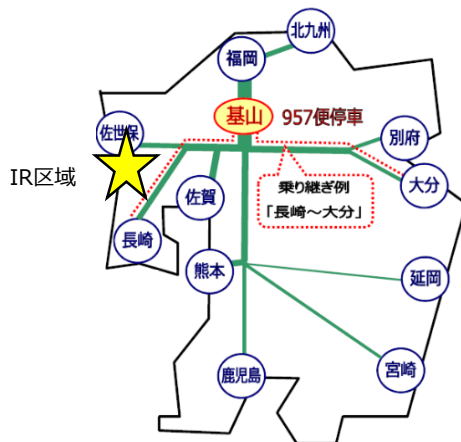
九州内の高速バスのトランジット機能整備については、九州内の17事業者、21路線の多くが基山PAに停車し、高速基山バス停をハブに九州各地への高速バスが運行されている。

そこで、長崎IRからの九州各地へのバスによる送客機能として、IR候補地域と九州各県とを結ぶ高速バス便の誘致とともに、基山PAをハブとする高速バスの利用促進とバリアフリーなどの利便性向上を検討していく。

#### 高速バス（基山PA）の利便性向上の具体策例

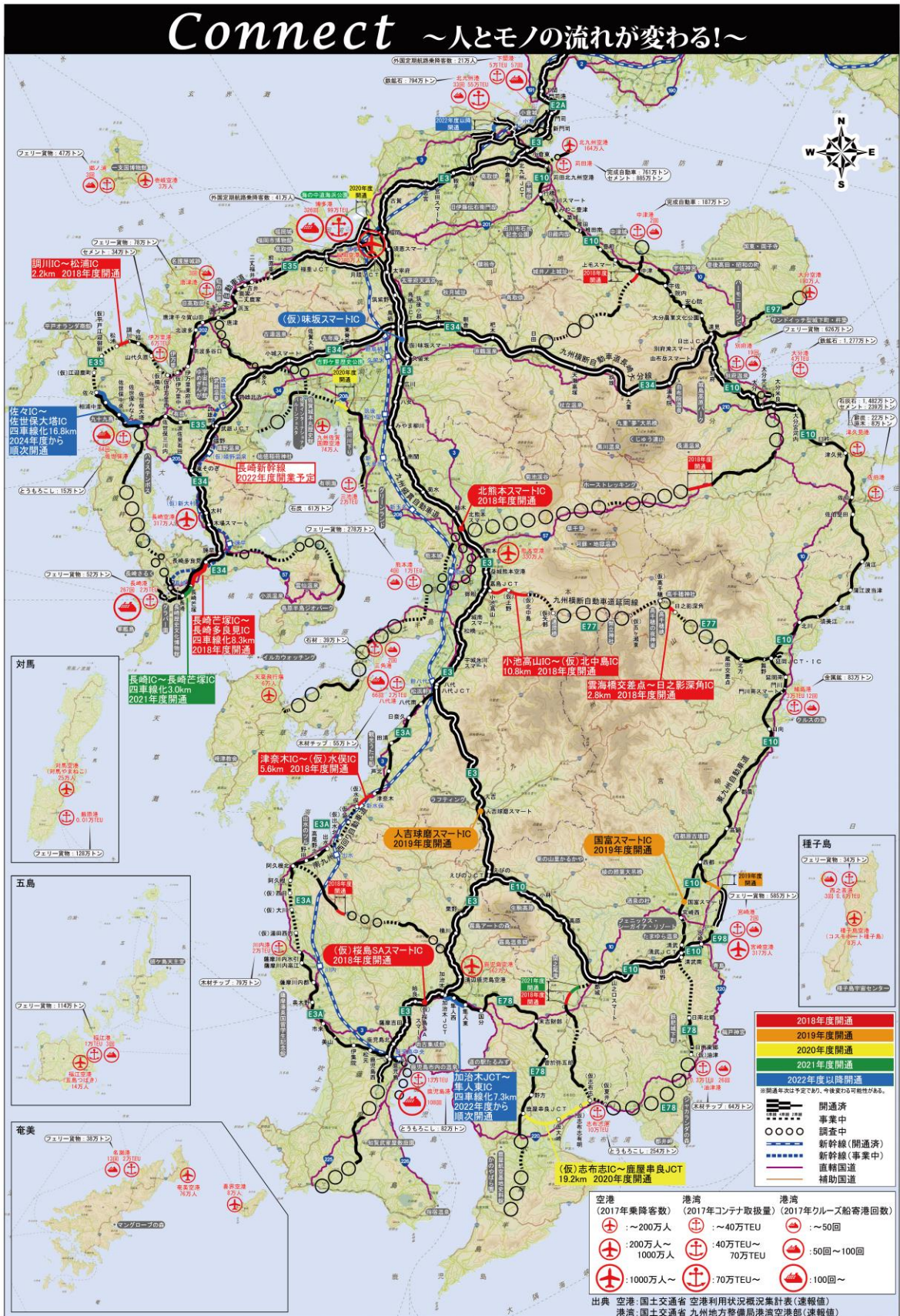
- ✓ 九州のワンストップ窓口（観光情報の発信、予約サービス等）の整備
- ✓ バスの上下線の乗り換えをスムーズにするためのバリアフリー化や利便性の向上に資する施設整備

#### 全国的にも珍しい高速バス・トランジット機能が導入されている基山PA



# 9 IR整備に向けた課題と取組

参考：九州の交通整備の状況





# 9 IR整備に向けた課題と取組

## MICE誘致支援体制

### 九州・長崎IRにおけるMICE誘致支援体制の確立

- ✓ 官民一体による「(仮称)九州・長崎IR・MICE誘致プラットフォーム組織」を新たに立ち上げ、九州・長崎IRのMICE誘致体制を強化。立ち上げ後は行政からの協力を受けながら、九州・長崎IRのMICE誘致における司令塔として機能。
- ✓ 関係自治体のほか、県内・九州・国の観光関連団体などの連携強化を図るとともに、MICE関連のステークホルダーとのネットワーク構築のためエリアサポーター制度も新たに組成。

### MICE誘致支援組織 (イメージ図)



### オール九州によるMICE推進の強化

- ✓ 九州の各都市には複数のMICE施設が存在しており、コンベンション推進団体との情報共有・連携体制の強化を図ることにより、オール九州のMICE誘致拡大及び消費拡大を目指す。
- ✓ 具体的には、情報連携や海外向け共同プロモーション、九州の豊富な観光資源を活用したユニークメニューの創出やアフターコンベンションの開催など、オール九州としてのMICE受入体制強化を図る。

### MICEの参加者をアフターコンベンションを中心とした連携により九州各県へ送客

#### 国際競争力の高いアフターコンベンションの事例



長崎造船所・池島炭鉱・軍艦島周遊上陸体験 (長崎県)



屋久島見学 (鹿児島県)

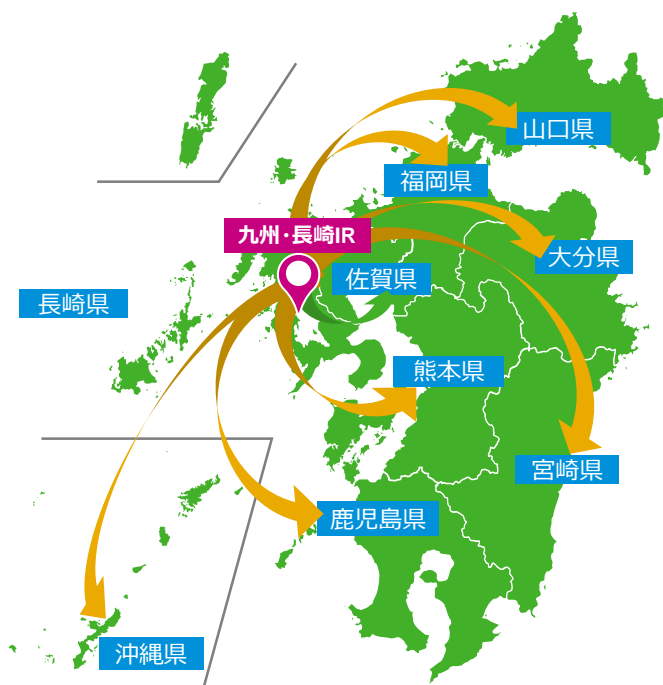


甲冑・官女装着付体験 (山口県)



阿蘇山見学 (熊本県)

出所：ながさき旅ネット、屋久島観光協会、山口県観光連盟、くまもとMICE誘致推進機構



# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 広域・周遊観光の推進（移動自体のアクティビティ化とクルーズ活用）

リピーターの確保を含めた広域・周遊観光を図るためには、移動自体のアクティビティ化や九州の立地環境を十二分に活用できるクルーズ連携など、送客施設における交通機能の充実を図る必要がある。

### 移動自体のアクティビティ化とクルーズ活用によりラグジュアリーな周遊体験を提供

- ✓ 送り出しの交通機能では、空港連携、観光バス拠点整備のほか、大村湾を最大限活用した移動自体のアクティビティ化により、離島を含めた、ラグジュアリーな九州周遊体験を提供。
- ✓ また、全国Top3の寄港回数を誇るクルーズ拠点が集約することからも、クルーズによる周遊観光を促進させ東アジアのクルーズ・デスティネーションを目指す。



### 移動自体のアクティビティ化

#### クルーズ・デスティネーション化

観光列車&クルーズ、フライ&クルーズ



1~3泊のショートクルーズ

クルーズMICE



九州は、福岡・長崎・沖縄で全国Top3の寄港回数を誇る日本一のクルーズ拠点。クルーズ・デスティネーションとしてクルーズによる周遊観光を促進。

#### 小型高級客船

(海に浮かぶラグジュアリーホテル)



#### 空飛ぶクルマ



#### 水陸両用飛行機



出所：JR九州、Aqua Expeditions、せとうちSEAPLANES、SkyDrive



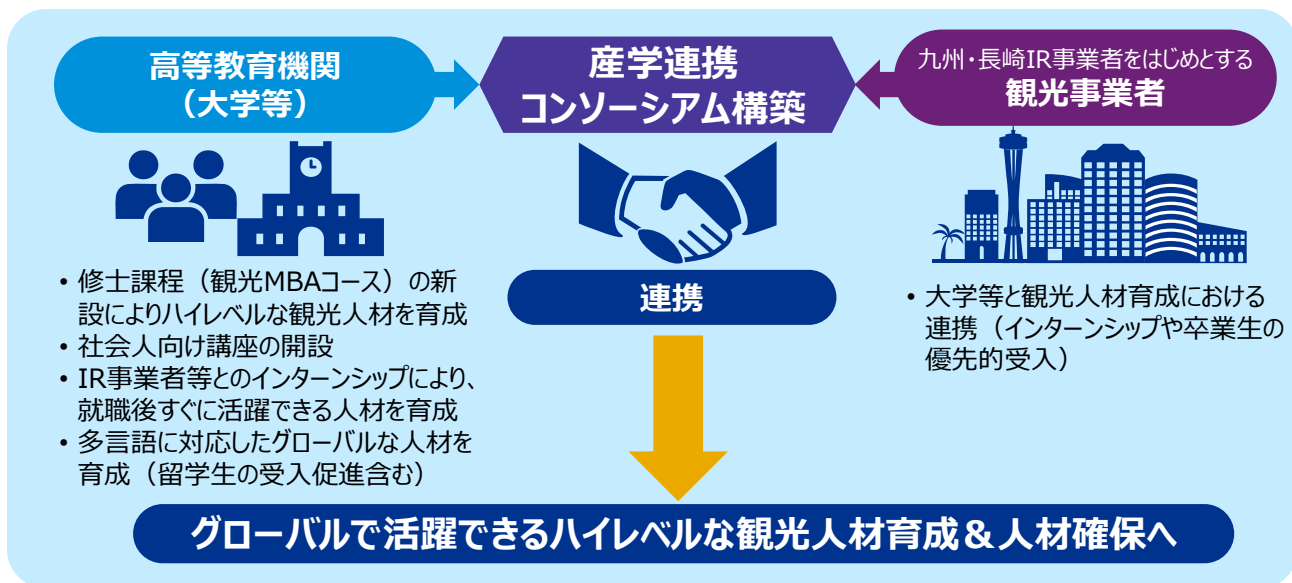


# 9 IR整備に向けた課題と取組

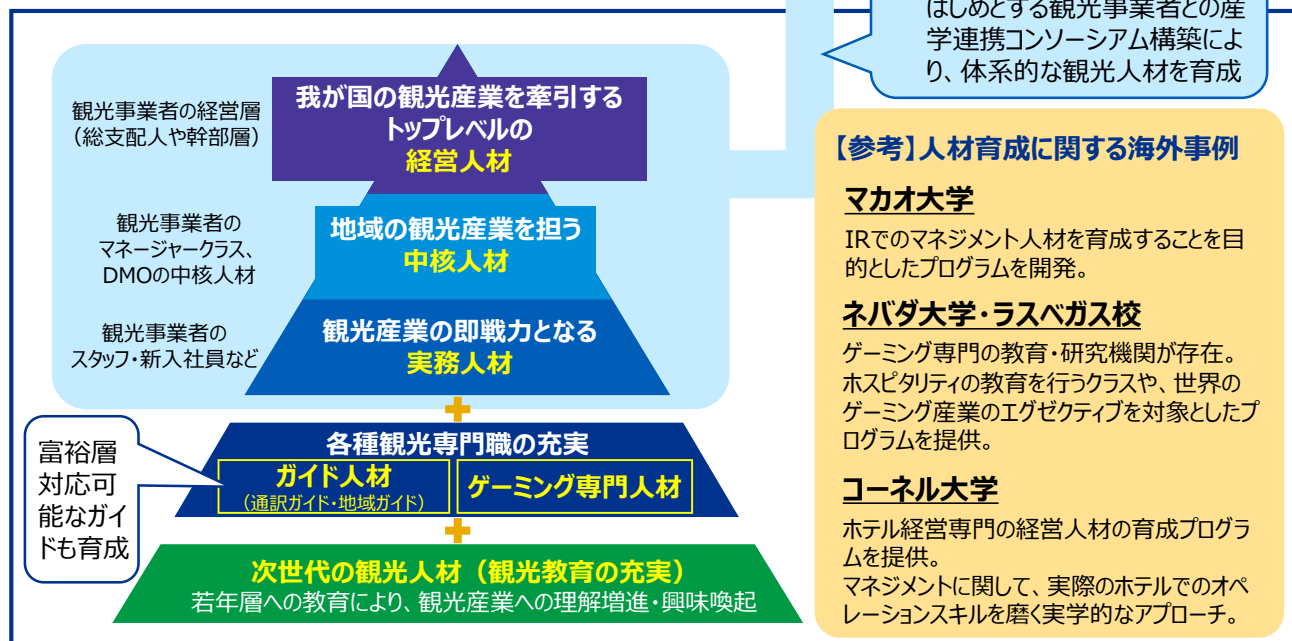
## 国際観光人材の育成

- ✓ 国が進める観光人材育成の方向性を踏まえ、産官学が一体となった九州・長崎IRを拠点とする体系的な観光人材育成を目指す。
- ✓ 特に、経営人材から実務人材に至る観光人材の育成は、高等教育機関とIR事業者をはじめとする観光事業者とのコンソーシアムを構築し、産業界のニーズを踏まえた体系的な人材育成の仕組みを構築する。
- ✓ また、上記のような仕組みが構築されることで、関係高等教育機関への入学やIR施設等への若年層の就職が拡大し、地元定着等の地方創生の面からも大きな効果が期待できる。

### 観光人材育成のための産学連携コンソーシアムのイメージ



### 九州・長崎IRを拠点とする観光人材育成の全体イメージ



# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 九州での合意形成

### 民間・議会・行政が一丸となってIRを推進

- ✓ IR候補地域や長崎県・大村湾周辺だけでなく、九州広域においても、民間・議会・行政が以下の決議を行い、一丸となって九州・長崎IRを推進

#### 【決議内容】

民間

#### 九州地域戦略会議（2019年6月）

- 九州・長崎IRを九州第一弾として応援すること
  - 同会議の下に九州IR推進プロジェクトチームを設置すること
- ※九州地域戦略会議：九州・沖縄・山口各県、（一社）九州経済連合会、九州商工会議所連合会、九州経済同友会、九州経営者協会

議会

#### 九州商工会議所連合会（2019年6月）

- 長崎県・佐世保市へのIR整備について検討されたい
- ※九州商工会議所連合会：九州・沖縄各県

行政

#### 九州各県議会議長会（2019年6月、2019年8月）

- 初回のIR区域認定においては、長崎県を九州第一弾のIR区域として認定すること
- ※九州各県議会議長会：九州・沖縄各県

#### 九州地方知事会（2019年6月）

- 九州・長崎IRを九州第一弾として応援すること
- ※九州地方知事会：九州・沖縄・山口各県



出所：長崎県

### 今後の方向性

#### 九州地域戦略会議九州IR推進PT

- ✓ 九州地域戦略会議の下に、各県及び経済団体実務者による九州IR推進プロジェクトチームを設置し、九州・長崎IRを拠点とした広域連携のあり方について具体的に検討を進める。

#### ＜広域連携の方向性（案）＞

- ・グローバルMICE獲得に向けた合同プロモーション
- ・周遊観光の促進に向けた連携体制の構築
- ・食材等の供給体制の構築

#### 事業展開に向けた九州経済界の意識醸成

- ✓ セミナーやフォーラム等の開催により、地元調達や地元雇用など、IRの導入効果を広く波及させていくための説明や意見交換の機会を積極的に設けながら、より一層の事業展開を働きかける。

# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 長崎県内の合意形成

### 理解促進・合意形成の必要性

- ✓ IR整備法では、区域整備計画の認定申請の際の、十分な合意形成（立地市町村の同意、公聴会の開催、県議会の議決など）について規定されている。
  - ✓ また、区域認定後には、初回は10年、その後は5年ごとに区域整備計画認定の更新にあたって、申請時と同様の手続きを行うことが規定されており、IR事業が地域の理解のもと、持続可能的に運営されていくことを求めている。
- ↓
- ✓ IRの設置・運営にあたっては、県民・地域住民の理解が重要であることから、IR導入前から、IRやその懸念事項対策にかかる説明や意見交換などを通して、更なる理解促進を行い、地域との連携を深めていく必要がある。
  - ✓ 更に、IR導入による効果を最大限波及させるために、受注機会の獲得などの受入体制構築など、しっかりとした準備を行う必要がある。
  - ✓ また、IR事業者による積極的な地域貢献等を促すなど、IR事業者を含めた関係者による、一体となった地域活性化を推進する必要がある。

### 理解促進から地域共創へ

#### IR導入による効果

#### IR導入に関する国の考え方

#### IR導入により目指す長崎県の姿

#### 理解促進に向けた取組

#### 県民・地域住民

IR事業者と一体となった  
地域活性化

#### 企業、経済団体等

IR導入効果の最大化  
(地元調達機会等の創出)

### IRをきっかけとした地域共創環境の整備

### IR事業者の地域貢献（例）

- 良質な雇用機会の提供
- 地元調達
- 伝統文化保全
- 人材育成
- 観光地との連携
- 災害発生時等の連携
- 懸念事項対策
- 環境保全
- その他CSR貢献

# 9 IR整備に向けた課題と取組

## 長崎県内の合意形成

### 県民全体

#### ✓ 県民セミナー

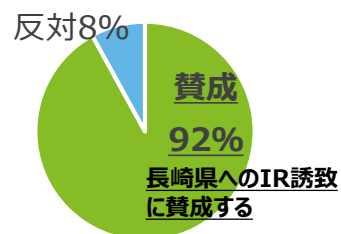
長崎県内のより多く皆さまの理解促進に向けて、継続的な開催を実施

- 2017年度は長崎市・佐世保市・大村市、2018年度は長崎市・新上五島町・諫早市・西海市・佐世保市・東彼杵町・島原市において実施。
- 2019年度は杵岐市・対馬市・五島市・佐々町・松浦市・平戸市・佐世保市・長崎市において実施。
- 2017年度～2019年度で、五島市等の離島も含めた県内全域で説明を実施。

2018年2月実施 県民セミナーの様子



セミナー受講後アンケート結果



2018年度開催の7市町分集計

#### ✓ 周辺住民等への説明

- 佐世保市内全区域で開催される市政懇談会（市長が直接、市民と地域課題について意見交換を行う場）において、IR導入の効果や懸念される事項への対策などについて説明
- IR区域に隣接する地域の住民との意見交換を実施

#### ✓ 女性・学生などを対象とした説明

- 県内大学等に出向いてのセミナーや意見交換会の実施、女性団体等と連携したセミナーの開催
- 大学生によるIRをテーマとした自主的な研究の場の創出促進などを検討

#### ✓ 各種広報ツールの活用

- パンフレット、ポスター、全世帯広報誌、ホームページ、県政番組、ラジオ等の活用
- パブリシティ広報の活用など

### 企業・経済団体等

- ✓ 経済団体の会議や勉強会に出向いての説明（2018年度：13団体、約800人に対し説明）
- ✓ 会報等への寄稿
- ✓ 各種団体参加のイベントへのブース出展など
- ✓ IR事業者と地元企業とのマッチングイベントの開催など
- ✓ 各種行事における知事挨拶等でのIRの導入の効果等の言及



# 9 IR整備に向けた課題と取組

## IR導入に向けた関係者の熱意と期待

### 10年以上にわたるIRの法制化・誘致に向けた熱意と継続的な活動

#### 経済界等

- 2007年以降、西九州の経済界を中心とした誘致組織「西九州統合型リゾート研究会」が誘致活動を開始。ほぼ毎年、理解促進に向けたイベント等を開催し、独自のIR構想の提言など精力的に推進活動を展開。
- 佐世保商工会議所による誘致活動
  - ✓ セミナー開催等、会員向けの啓発活動を継続的に開催。長崎県や佐世保市への提言活動も実施。
  - ✓ 2019年1月には、IR事業者と地元企業との連携を支援する「長崎マリンIR推進協議会」を設立し、関係企業の啓発やビジネスマッチング等にかかるセミナーを開催。
- 長崎県商工会議所連合会による誘致活動
  - ✓ 2010年から、県内全商工会議所の総意として、IRの誘致を長崎県へ要望。
- 九州経済連合会、九州商工会議所連合会による誘致活動
  - ✓ 政府に対して、九州へのIR導入を継続して要望。
- 九州知事会、九州地域戦略会議による誘致活動
  - ✓ 2013年第2期九州観光戦略において、九州へのIR導入について言及。2017年九州知事会において、九州へのIR導入を含む特別決議を実施。

#### 市議会・県議会

##### 佐世保市議会

- 誘致推進議員連盟設立（2013年）
- 複数回の意見書採択（法案早期成立）
- 特定複合観光施設推進特別委員会を設置

##### 長崎県議会

- 導入に向けた複数回の意見書決議
  - ✓ 2012年10月 賛成：41 反対：4
  - ✓ 2015年 2月 賛成：39 反対：1
  - ✓ 2017年12月 賛成：37 反対：4
  - ✓ 2018年 3月 賛成：42 反対：3
  - ✓ 2019年 2月 賛成：40 反対：3
- 推進議員連盟設立（2019年）
- 2016年以降、IRを審議項目とする特別委員会を設置

#### 行政（長崎県・佐世保市等）

- 佐世保市は、統合型リゾート導入を念頭に置いたカジノ設置にかかる特区を政府に提案。
- 2013年以降、長崎県と佐世保市による共同での検討作業を実施。
- 長崎県内首長会議における賛同。
- 西九州させぼ広域都市圏（連携中枢都市圏）の具体的取組として、IRの誘致に言及。

- 2018年以降、長崎県、佐世保市、県内経済団体の連名で早期の法制化を要望。
- 2017年長崎県、佐世保市、佐世保商工会議所、九州経済連合会及び九州観光推進機構が共同で早期法制化を求める要望活動を実施。
- 2018年10月には、近隣の市町長や市町議会議長をはじめ九州の関係者が参加した「九州・長崎IR推進決起大会」を長崎県、佐世保市、県内、九州の経済団体が協力して開催（右写真参照）。





# 10 懸念事項対策

## 1 基本的な考え方

「世界最高水準の規制」のもと、最新の知見を踏まえた、柔軟な組織体制における「九州・長崎IR独自の取組」により、懸念事項の最小化を図る

- ✓ IR整備の懸念事項を最小化するため、国は世界最高水準の規制を整備する予定である。
- ✓ ギャンブル依存症対策では、多機関の連携・協力及び重層的かつ多段階的な取組により、切れ目のない段階に応じた適切な対策を推進する。
- ✓ 九州・長崎IRでは、国の規制を遵守するとともに、長崎県独自の取組も実施することで、「安全・安心・快適」に過ごせるIR施設の実現を目指しており、ギャンブル依存症対策に加え、治安維持等対策（治安維持対策・組織犯罪対策・青少年の健全育成対策）に係る幅広い主体が連携し、対策の検証・改善を継続的に実施できる協働体制を構築していく。

### 懸念事項対策全般

- ✓ 国の方針（P48～P50）
- ✓ 国、地方公共団体、事業者の役割分担（P51）
- ✓ 九州・長崎IRにおける懸念事項対策（P52）

### ギャンブル依存症対策

- ✓ 国の動向（P53～P55）
- ✓ 長崎県の現状の取組（概要）・IR整備に向けた方向性（概要）（P56）
- ✓ 長崎県における取組（P57～P58）
- ✓ 課題と想定される取組（P59～P62）

### 治安維持等対策

（治安維持・組織犯罪・青少年の健全育成）

- ✓ 国の動向（P63～P64）
- ✓ IR整備に向けた方向性（概要）（P65～P66）
- ✓ 課題と想定される取組（P67～P71）

「安全・安心・快適」な九州・長崎IRの実現

# 10 懸念事項対策

## 2 懸念事項対策全般

### 国の方針

IR整備に伴う有害な影響を排除するため、国はIR整備法においてカジノに対する世界最高水準の規制を導入し、あわせて、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、ギャンブル等依存症対策基本法を制定している。

#### IR推進法附帯決議

##### ■ 区域認定数の上限を規定

- ✓ ギャンブル等依存症予防等の観点から、IR施設を厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定

##### ■ 地方公共団体の役割の明確化

- ✓ IR施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化

##### ■ 事業者に対する規制

- ✓ 真に適格な者のみを選定するための厳格な要件
- ✓ 適合性について徹底した調査
- ✓ 健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性の確保

##### ■ カジノ管理委員会の設置

- ✓ 独立した強い権限を持つ三条委員会としてカジノ管理委員会を設置
- ✓ カジノ管理委員会によるカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築
- ✓ カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員の措置、適切な人材を配置
- ✓ 厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を執行できる人材育成
- ✓ 都道府県警察その他の関係機関の必要な体制の確保及びこれらの関係機関の連携体制の確保

##### ■ 世界最高水準の厳格なカジノ営業規制

- ✓ 諸外国のカジノ規制の現状等を十分踏まえ、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないカジノ営業規制を構築

### 世界最高水準の規制

#### IR整備法

- ✓ 治安維持対策
- ✓ 組織犯罪対策
- ✓ 青少年の健全育成対策

#### ギャンブル等依存症対策基本法

- ✓ ギャンブル依存症対策

# 10 懸念事項対策

## 2 懸念事項対策全般

### 国の方針

#### IR整備法

第1回特定複合観光施設区域整備推進本部会合において、「クリーンなカジノを実現するため世界最高水準のカジノ規制を導入するとともに、それを的確に執行するための体制を整備すること、依存症やマネー・ローンダリング、青少年への影響等、IRについての様々な懸念に万全の対策を講じることも重要」と明言されており、日本型IRは以下のとおり世界最高水準のカジノ規制の導入が予定されている。

世界初

#### ■ IR規制

カジノ管理委員会、国土交通大臣による両輪での規制モデル

#### ■ 依存症等への対策

日本全国民を対象とした入場回数制限

#### ■ マネー・ローンダリング（※1）に対する対策

チップの持出・譲渡禁止

日本初

#### ■ 反社会的勢力に対する規制

反社会的勢力を法律で排除

#### ■ 入場規制、青少年保護

マイナンバーカード等による入退場管理

#### ■ 不正対策

四半期報告やJ-SOX（※2）を上場企業以外に適用

これ以外に、  
日本人等の入場料

“24時間あたり6,000円”

を付加

&

自己または家族等の申告によってカジノへの入場等が禁止される

“排除プログラム”

を整備

依存症やマネー・ローンダリング、青少年への影響等、  
IRについての様々な懸念に万全の対策を講じる

※1：マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為のことである。

※2：J-SOXとは、日本における財務報告に係る内部統制報告制度のことであり、金融商品取引法のもとでは、有価証券報告書を提出する企業が財務報告に係る内部統制の有効性を経営者が自ら評価し、内部統制報告書を作成すること、更に、その内容の適切性について、財務諸表を監査する監査人による監査を受けることが要求されている。

# 10 懸念事項対策

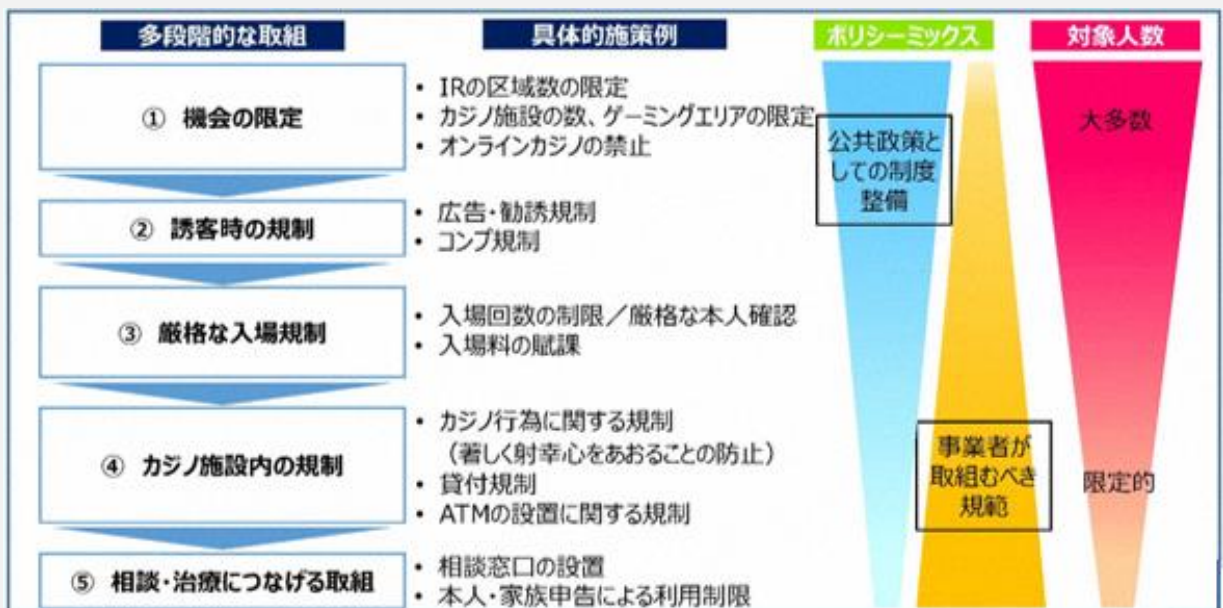
## 2 懸念事項対策全般

### 国の方針

#### IR整備法

##### 【依存防止対策の考え方】

- **重層的/多段階的取組の必要性**：カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内での規制、⑤相談・治療につなげる取組まで、重層的／多段階的な取組を制度的に整備することが必要。
- **公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス**：(A)：公共政策として制度を整備するもの、(B)：カジノ事業者が取り組むべき責任として確立するもの、(C)：(A)と(B)の両方の取組が求められるものの適切な組合せを考慮する必要がある。



出所：特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

「特定複合観光施設区域整備法に係る説明会 説明資料」（2018/12/12）



# 10 懸念事項対策

## 2 懸念事項対策全般

### 国、地方公共団体、事業者の役割分担

国は、世界最高水準の規制の整備として、IR整備法において有害な影響の排除を地方公共団体及び事業者に対して求めている。また、依存症対策については、個別にギャンブル等依存症対策基本法を制定し、詳細な要求事項を定めている。

長崎県・佐世保市は、地域特性を踏まえ、IR整備に際して想定される懸念事項（法的要求事項を含む）と当該懸念事項に対する現状の取組及び今後の実施が想定される対応策・軽減策について整理している。

更に、これらの対応策・軽減策に加え、事業者に求められる対応策・軽減策も整理することで、これらが一体となって、九州・長崎IRの懸念事項対策が適切に行われるような仕組み作り等を行う。

事業者は、長崎県・佐世保市で取りまとめられた地域特性等を十分に理解し、また、長崎県・佐世保市とも十分な意見交換を行い、想定される懸念事項に対する対応策・軽減策を策定、実行する。

国、長崎県・佐世保市、事業者で想定される主な役割は以下のとおりである。

### 想定される国、地方公共団体、事業者の役割分担について



#### 国

- 有害な影響を排除するために地方公共団体及び事業者に要求する事項を法律として整備
- 依存症に関する対策に関し、地方公共団体等に求める事項をギャンブル等依存症対策基本法として整備
- 区域整備計画に基づき区域認定を実施し、その後は更新モニタリング、コンプライアンスの遵守等を確認、監督・年次評価



#### 地方公共団体

- 地域特性を踏まえた懸念事項の整理及び対策の検討・実施
- 事業者への要望等取りまとめ及び意見交換
- 選定・監督・議会決議、モニタリング、実施協定の遵守



#### 事業者

- 懸念事項の把握及び地方自治体等との意見交換
- 事業者独自の取組の策定及び実施
- 業務手順書等の作成、内部監査

# 10 懸念事項対策

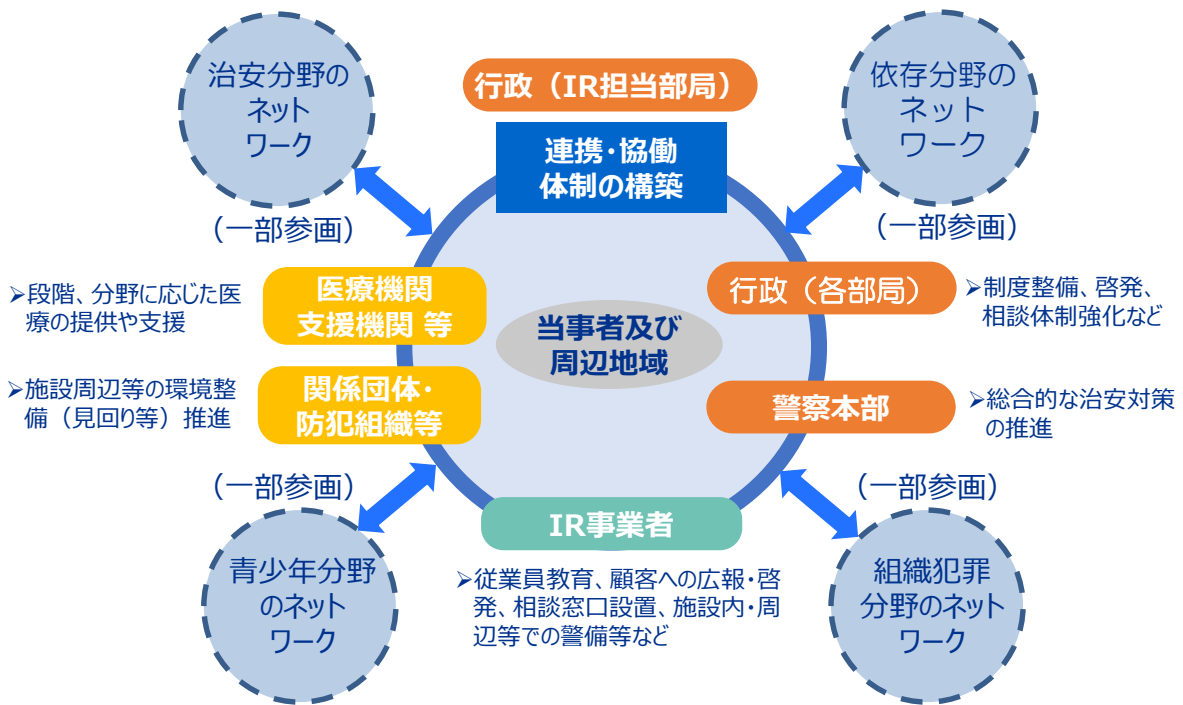
## 2 懸念事項対策全般

### 九州・長崎IR における懸念事項対策

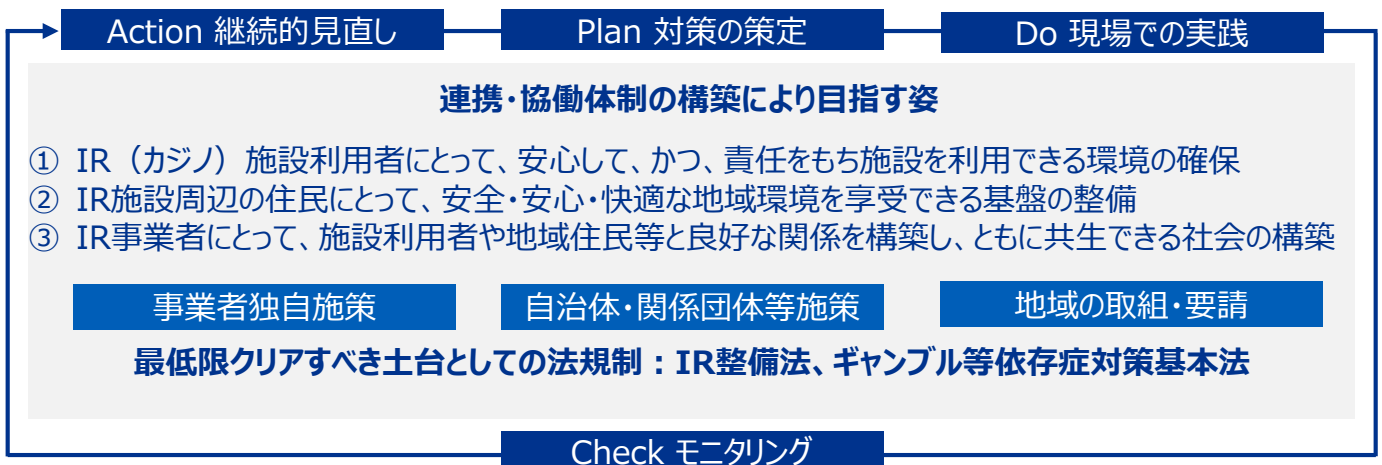
ギャンブル依存症対策に加え、治安維持等対策（治安維持対策・組織犯罪対策・青少年の健全育成対策）に係る幅広い主体が連携した協働体制を構築し、対策の検証・改善を継続的に実施する。

また、事後的な対策だけではなく、負の問題が起きる前に対策を講じ、より健康的な行動習慣を促進しようとする公衆保健プロジェクトの考え方をベースとして、取組を展開する。

### 連携・協働体制の構築のイメージ



### PDCAサイクルを通じた対策の検証・改善



# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

### 国の動向

#### ギャンブル等依存症対策基本法概要

1	目的	<ul style="list-style-type: none"><li>ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている</li><li>ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって①<b>国民の健全な生活の確保</b>を図るとともに、②<b>国民が安心して暮らすことのできる社会の実現</b>に寄与</li></ul>
2	定義 「ギャンブル等依存症」	ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより <b>日常生活または社会生活に支障が生じている状態</b>
3	基本理念	<ul style="list-style-type: none"><li>① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援</li><li>② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮</li></ul>
4	アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮	アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮
5	責務	国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の <b>責務を規定</b>
6	ギャンブル等依存症問題 <sup>*1</sup> 啓発週間	国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、 <b>ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）</b> を設定

\*1：ギャンブル等依存症及びこれに関連し生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

出所：ギャンブル等依存症対策推進本部 第1回会合 参考資料2より

# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

### 国の動向

#### ギャンブル等依存症対策基本法概要②

##### 7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

##### 8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

①ギャンブル等依存症対策推進基本計画：政府に策定義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）

②都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画：都道府県に策定の努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要）

##### 9 基本的施策

①教育の振興等

②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施

③医療提供体制の整備

④相談支援等

⑤社会復帰の支援

⑥民間団体の活動に対する支援

⑦連携協力体制の整備

⑧人材の確保等

⑨調査研究の推進等

⑩実態調査（3年ごと）

##### 10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置

所掌事務：①基本計画案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

##### 11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部にギャンブル等依存症対策推進関係者会議を設置

[委員]

ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命（20人以内）

[所掌事務]

本部による①基本計画案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる



# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

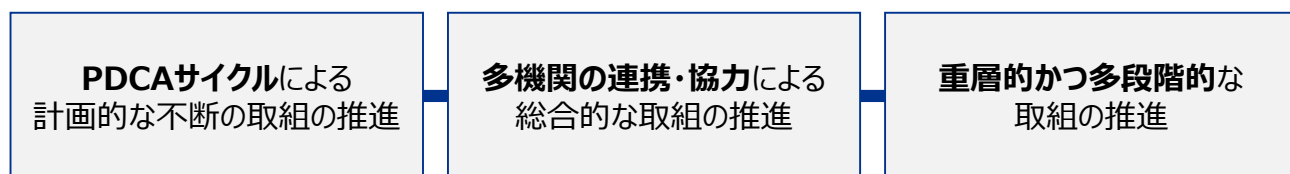
国の動向

### ギャンブル等依存症対策推進基本計画

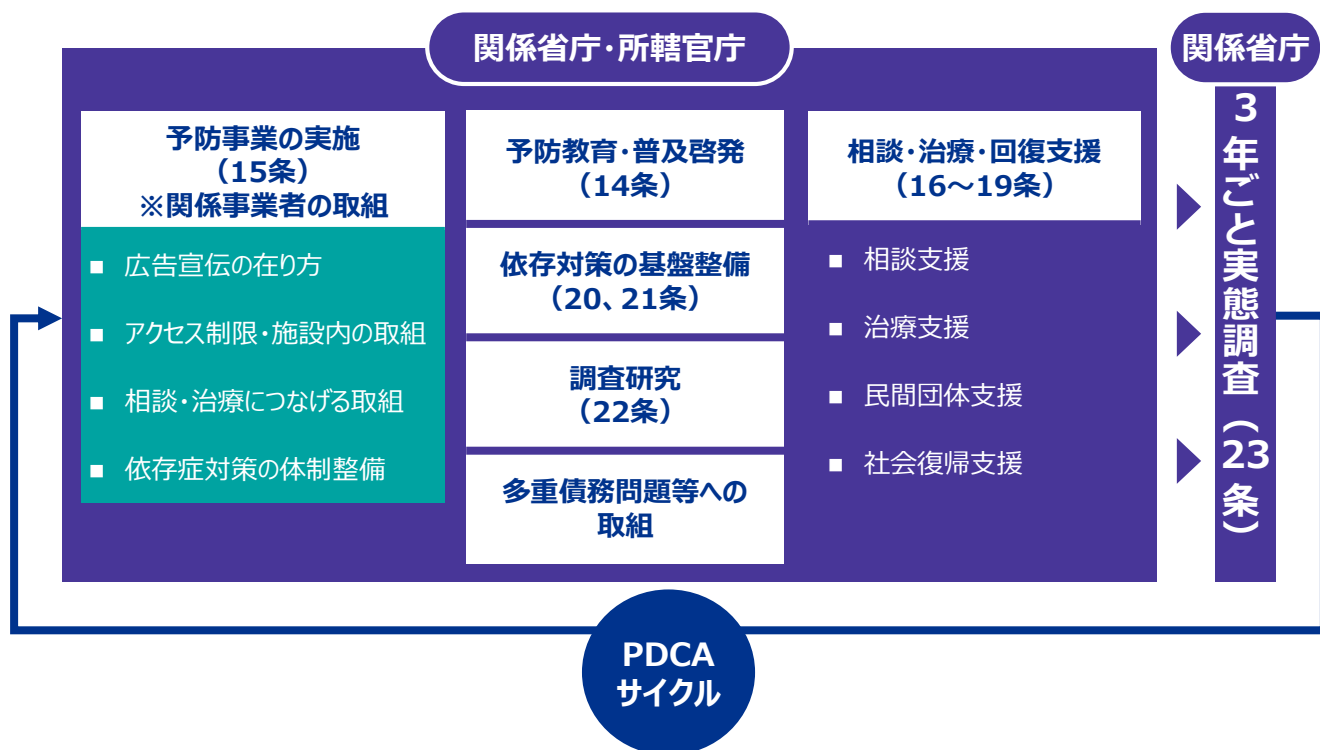
ギャンブル等依存症対策推進基本計画が2019年4月に国から公表され、「ギャンブル等依存症対策基本法」における基本的施策10項目に対する具体的施策が示されている。

長崎県では、当該推進基本計画を踏まえ、県の実情に即した「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」を全国に先駆けて策定し、2020年1月に公表している。今後は、本計画に基づき、関係機関・団体等と連携し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

#### ■ 基本計画の基本的な考え方



#### ■ 取り組むべき具体的な施策



# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

### 長崎県の現状の取組（概要） IR整備に向けた方向性（概要）

#### 長崎県の現状の取組

- 教育の振興等
  - ✓ 青少年向け出前講座の実施、依存症問題啓発週間における啓発活動
- 相談支援等
  - ✓ 長崎こども・女性・障害者支援センターを依存症相談拠点とし、依存症専門相談員を配置
- 社会復帰の支援
  - ✓ 当事者の回復支援の実施（デンマープ\*1、SAT-G\*2等）
- 民間団体の活動に対する支援
  - ✓ 民間団体のミーティング参加、民間団体と連携した相談会・講演会の実施、補助金支援
- 連携協力体制の整備
  - ✓ 長崎県依存症対策ネットワーク協議会による情報共有・連携体制構築
- 人材の確保等
  - ✓ 依存症相談対応に関する研修の実施

#### IR整備に向けた方向性

- 教育の振興等
  - ✓ 出前講座実施対象者の拡充（専修学校・企業等）
- ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
  - ✓ 最先端のICT技術を活用した厳格な入場管理
  - ✓ 依存症に関するパンフレットの配布など事業者と連携した取組の推進
- 医療提供体制の整備
  - ✓ 依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制の構築
- 相談支援等
  - ✓ 24時間365日利用可能な相談体制の整備
  - ✓ 事業者の相談窓口や各種相談窓口との連携
- 社会復帰の支援
  - ✓ 就労支援を行う関係機関との連携体制の構築
- 民間団体の活動に対する支援
  - ✓ 相談・啓発・回復支援など民間団体の自発的活動への支援
- 連携協力体制の整備
  - ✓ 依存症・治安等（治安・組織悪・青少年対策）を含めた連携支援体制の構築
- 人材の確保等
  - ✓ 知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のための研修の充実
- 調査研究の推進等
  - ✓ 大学等と連携した調査研究の実施
- 実態調査（3年ごと）
  - ✓ 国の方針を踏まえた調査の実施



\*1 長崎県における依存症再発防止プログラムの名称

\*2 島根県が開発し、全国的に展開されている回復支援プログラムの名称

# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

### 長崎県における取組①

依存症対策について、長崎県では、相談拠点である長崎こども・女性・障害者支援センターや身近な相談窓口である保健所が、関係機関と連携して総合的に実施している。



\* アメリカで開発された依存症者の家族を対象としたプログラム、Community Reinforcement and Family Trainingの略

# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

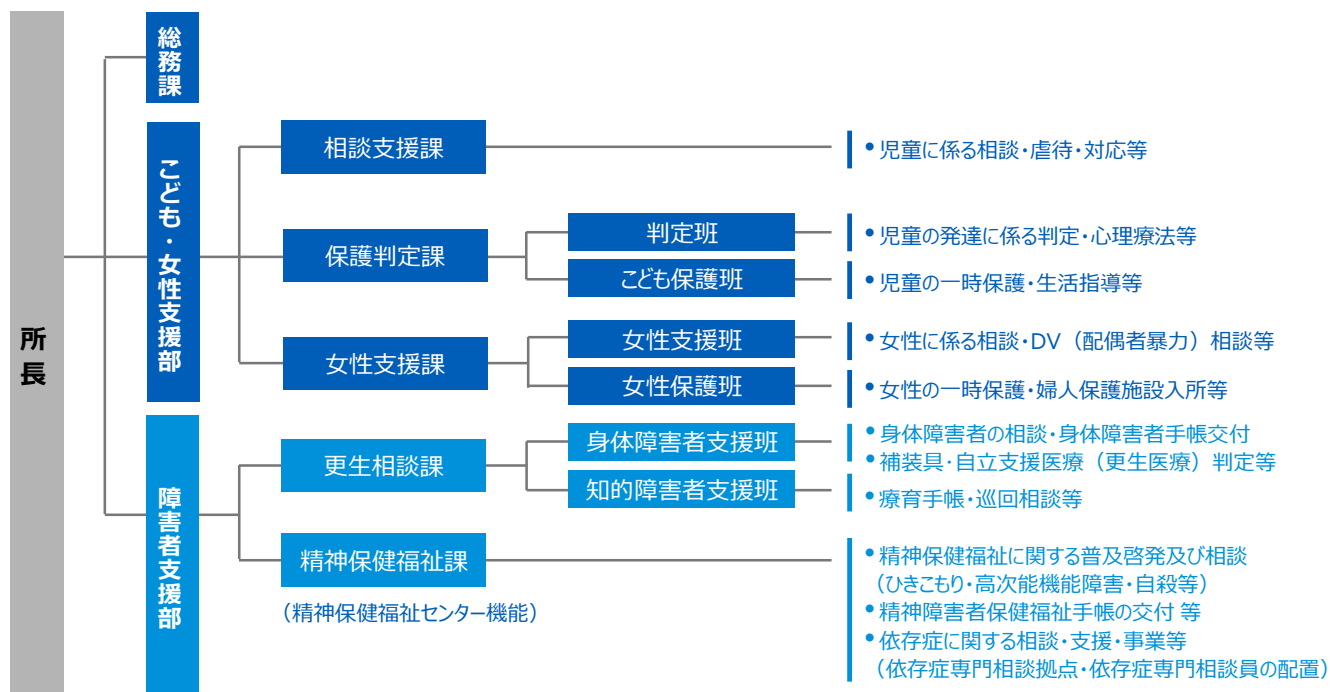
### 長崎県における取組②

「長崎子ども・女性・障害者支援センター」は、特別な支援を必要としている、子ども、女性、障害のある方々に一元的に対応できる総合的な相談・支援機関として、2007年4月の設置以来、県の福祉保健行政の一翼を担ってきた。

全国的にも有数の多機能機関である当センターでは、ギャンブル等依存症だけでなく、自殺問題、DV被害、児童虐待に対しても、心理的、医療的、福祉的支援を統合した効果的な支援を実施している。

### 長崎県 長崎子ども・女性・障害者支援センター組織図

※中央児童相談所・長崎知的障害者更生相談所・婦人相談所・長崎身体障害者更生相談所・精神保健福祉センターを統合



### ギャンブル等依存症対策に関する支援のイメージ

例えば・・・



総合的支援

#### 長崎子ども・女性・障害者支援センター

医師	保健師	理学療法士
ソーシャルワーカー	作業療法士	
臨床心理技術者	言語聴覚士	
児童心理司	児童福祉司	
児童指導員	婦人相談員	
女性相談ケースワーカー	保育士	



# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

### 課題と想定される取組

長崎県では、現在までも先進的な依存症対策を実施してきた。IR整備に伴い想定される懸念事項についても、各主体の役割を明確にしつつ、相互に連携を図りより一層依存症対策に取り組んでいく。

項目	現状 (長崎県・佐世保市・関係機関)	今後IR整備に伴い 考えられる課題
<b>① 教育の振興等</b> 家庭、学校、職場、地域等におけるギャンブル等依存症に関する教育の振興、広報活動の実施等（基本法14条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 青少年向け出前講座の実施 対象：大学・高校等</li> <li>✓ 依存症問題啓発週間における啓発活動</li> <li>✓ 県民向けの講演会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 依存症に関する更なる普及啓発</li> </ul>
<b>② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施</b> 広告及び宣伝、入場の管理その他関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等を実施（基本法15条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 射幸心をあおらない、のめり込み防止のための広告等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アクセス制限への対応</li> <li>✓ 著しく射幸心をあおられるゲーミングによるのめりこみ</li> </ul>
<b>③ 医療提供体制の整備</b> 状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療提供体制の整備等（基本法16条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 県内の精神科病院の医療連携体制の構築</li> </ul>
<b>④ 相談支援等</b> 精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター及び日本司法支援センターにおける相談支援の体制の整備等（基本法17条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 長崎こども・女性・障害者支援センター精神保健福祉課を依存症専門相談拠点とし、依存症専門相談員を配置</li> <li>✓ 保健所における相談支援の実施</li> <li>✓ 当事者の回復支援の実施（デジマップ、SAT-G等）</li> <li>✓ 家族の回復支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 相談体制の更なる充実（早期発見・早期介入含む）</li> <li>✓ 相談窓口の周知の徹底</li> </ul>
<b>⑤ 社会復帰の支援</b> ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資する就労支援等（基本法18条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当事者の回復支援の実施（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 就労支援を行う関係機関との連携強化</li> </ul>

# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

### 課題と想定される取組

#### 対応策・軽減策

長崎県（推進計画）	長崎県・佐世保市・関係機関	IR事業者（整備法/取組例*）
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 高等学校、大学等における教育の推進</li> <li>✓ 家庭に対する啓発の推進</li> <li>✓ 職場教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 出前講座実施対象の拡充（専修学校・企業等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 相談窓口の案内</li> <li>✓ 啓発資料の配布など、<u>IR区域内外での普及啓発の実施</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 射幸心をあおらない広告・宣伝の推進、のめり込み防止のための普及啓発</li> <li>✓ 入場等の管理、問題ギャンブラー、病的ギャンブラーにならないための対策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 依存症に関するパンフレットの配布など事業者と連携した取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 入場規制・制限</li> <li>✓ 広告・勧誘の制限</li> <li>✓ 入場料の徴収</li> <li>✓ <u>ICTを活用した入場管理、行動追跡による注意喚起、警告</u></li> <li>✓ <u>本人の申告により賭け金額、滞在時間の上限を設定</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 専門医療機関、治療拠点機関の選定</li> <li>✓ 診療ネットワークの構築等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 治療拠点医療機関との情報共有のための連携体制の構築</li> <li>✓ 専門医療機関等の周知</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 相談窓口の周知</li> <li>✓ 支援体制の充実</li> <li>✓ 支援対応者の人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業者の相談窓口や各種相談窓口との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 相談体制の整備</li> <li>✓ 24時間365日の利用可能な相談体制の整備</li> <li>✓ <u>カウンセリングセンター、支援センター等の周知</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 回復支援プログラムの実施、医療機関、自助グループ、民間回復支援との連携した支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関係機関との連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 行政や関係機関等で構成する協議体への参画による関係機関との連携・情報共有</li> <li>✓ <u>自助グループ等の民間団体周知</u></li> </ul>

\* IR事業者の講じる対応策として想定される取組例を下線で記載（下線のない記載は、IR整備法の法定事項）

# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

### 課題と想定される取組

項目	現状 (長崎県・佐世保市・関係機関)	今後IR整備に伴い 考えられる課題
<b>⑥ 民間団体の活動に対する支援</b> 予防等及び回復を図るための活動 その他の民間団体が行うギャンブル 等依存症対策に関する自発的な活 動の支援等（基本法19条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 民間団体のミーティング参加、民間団体と連携した相談会・講演会の実施</li> <li>✓ 民間団体への補助金支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 民間団体との更なる連携</li> </ul>
<b>⑦ 連携協力体制の整備</b> 専門的な医療機関その他の医療機 関、精神保健福祉センター、日本 司法支援センターその他の関係機 関、民間団体等における連携協力 体制の整備等（基本法20条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 長崎県依存症対策ネットワーク協議会による情報共有・連携体制構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 治安等（治安維持・組織悪・青少年対策）を含めた連携支援体制の構築</li> </ul>
<b>⑧ 人材の確保等</b> ギャンブル等依存症問題に関し十 分な知識を有する人材の確保、養 成及び資質の向上のために必要な 施策等（基本法21条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 依存症相談対応に関する研修等の実施</li> <li>✓ 相談対応の手引きの作成・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 早期発見・早期介入も含め、相談対応等できる人材の更なる拡充</li> </ul>
<b>⑨ 調査研究の推進等</b> ギャンブル等依存症の予防等、診 断及び治療の方法に関する研究そ の他のギャンブル等依存症問題に関 する調査研究等（基本法22条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大学等と連携のもと実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ギャンブル等依存症の対策に資する調査・研究</li> </ul>
<b>⑩ 実態調査（3年ごと）</b> 3年ごとに、ギャンブル等依存症問 題の実態を明らかにするため必要な 調査等の実施（基本法23条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国の方針が示される予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 依存症の実態を把握するための調査のあり方の検討</li> </ul>

# 10 懸念事項対策

## 3 ギャンブル依存症対策

### 課題と想定される取組

#### 対応策・軽減策

長崎県(推進計画)	長崎県・佐世保市・関係機関	IR事業者（整備法/取組例*）
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自助グループの活動への支援等</li> <li>✓ 民間団体と連携した啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 相談・啓発・回復支援など民間団体の自発的活動への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>民間団体の研修会等への参加による活動内容の把握等の情報共有、連携</u></li> <li>✓ <u>民間団体への経済的支援</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 長崎県依存症対策ネットワーク協議会を中心とした切れ目ない支援体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 行政や関係機関等で構成する協議体の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>行政や関係機関等で構成する協議体への参画による連携</u></li> <li>✓ <u>学術専門機関や民間支援団体との連携</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従業員の人材育成</li> <li>✓ 相談・回復支援対応者の人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ギャンブル等依存症問題や相談対応などの知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のための研修の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>IR事業者従業員への教育・訓練</u></li> <li>✓ <u>人材育成にかかる大学等の研究機関への助成</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 長崎大学等関係機関と連携した調査研究の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大学等と連携した調査研究の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>行政や関係機関等で構成する協議体への参画による情報共有・連携</u></li> <li>✓ <u>調査研究を実施する学術専門機関への協力</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ギャンブル等依存症やその他の問題に関する調査の実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国の方針を踏まえた調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>実態把握のため学術専門機関等への情報提供等・連携</u></li> </ul>

\* IR事業者の講じる対応策として想定される取組例を下線で記載（下線のない記載は、IR整備法の法定事項）



# 10 懸念事項対策

## 4 治安維持等対策

### 国の動向

#### ➤ 治安維持対策

##### IR整備法

###### ■ 秩序維持のための措置

- ✓ カジノ施設利用が不適切な者に対する利用禁止・制限
- ✓ 事業者によるカジノ施設及びその周辺における監視・警備等
- ✓ 上記を実施するためのカジノ施設従業員への教育訓練の実施等

###### ■ 苦情の処理

- ✓ 事業者による苦情処理に必要な措置
- ✓ 上記を実施するためのカジノ施設従業員への教育訓練の実施等

###### ■ カジノ行為関連景品類の規制

- ✓ 経済的価値または提供方法が善良の風俗を害するおそれのあるカジノ行為関連景品類の提供禁止
- ✓ 上記を実施するためのカジノ施設従業員への教育訓練の実施等

###### ■ 広告・勧誘の規制

- ✓ 善良な風俗・清浄な風俗環境を害するおそれのある表示・説明の禁止
- ✓ 上記に違反した広告・勧誘に対する中止命令等

#### ➤ 青少年の健全育成対策

##### IR整備法、ギャンブル等対策基本法、ギャンブル等依存症対策推進基本計画

###### ■ 家庭・学校等における教育

- ✓ 国・自治体は、家庭、学校、職場、地域等において、ギャンブル等依存症問題に関する教育を通じてギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を促す施策を講ずる
- ✓ ギャンブル等依存症に関する保護者等への啓発（文部科学省）
- ✓ ガイドブック等を用いた金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（金融庁）

###### ■ カジノ施設への入場禁止

- ✓ 20歳未満はカジノ施設への入場禁止

###### ■ 広告・勧誘の禁止

- ✓ カジノ事業に関する20歳未満へのビラ等配布禁止
- ✓ カジノ事業に関する20歳未満への勧誘禁止

# 10 懸念事項対策

## 4 治安維持等対策

### 国の動向

#### ➤ 組織犯罪対策

##### IR整備法

###### ■ 事業者に対する審査

- ✓ カジノ事業を行うにはカジノ管理委員会からの免許が必要
- ✓ 免許申請者（役員含む）の社会的信用の審査
- ✓ 申請者の役員に反社会的勢力等が含まれていないかの審査

###### ■ 一定の契約に対する審査

- ✓ カジノ行為区画内関連業務、業務委託、資金調達等に係る契約を締結する場合にはカジノ管理委員会の認可が必要
- ✓ 契約の相手方（役員含む）の社会的信用の審査
- ✓ 契約の相手方に反社会的勢力等が含まれていないかの審査

###### ■ 一定のカジノ業務に従事する従業員の確認

- ✓ ディーラー、カジノ行為粗収益の集計、特定金融業務等に従業員に従事させるにはカジノ管理委員会の確認が必要
- ✓ 従業員の社会的信用の確認
- ✓ 従業員が反社会的勢力等ではないかの確認

###### ■ゲーミングの公平性等の確保

- ✓ カジノ管理委員会規則にしたがってカジノ行為の公正性を確保
- ✓ カジノ管理委員会によるカジノ関連機器の承認
- ✓ カジノ行為に関する不正・法律違反をカジノ管理委員会へ報告

###### ■ マネー・ロンダリング対策

- ✓ 事業者による犯罪収益移転防止規程の策定
- ✓ ゲーミングに現金ではなくチップを使用
- ✓ チップの譲渡・持出禁止
- ✓ 多額のチップ交換取引をカジノ管理委員会へ届出
- ✓ 氏名等の取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出の措置（取引時確認等）の実施

# 10 懸念事項対策

## 4 治安維持等対策

### IR整備に向けた方向性（概要）

#### 治安維持対策

#### IR整備に向けた方向性

##### ■ 住環境の保持

- ✓ 環境保持のための規制と、監視・監督（設置施設、設備、営業時間、騒音、振動、照度、広告及び宣伝等）

##### ■ 防犯体制の強化

- ✓ IR施設・周辺地域の監視・防犯にかかる設備・組織体制の整備や機能強化
- ✓ 警察官の増員、警察施設の整備等による警察力の強化

##### ■ 関係主体との連携

- ✓ 自治体・公安委員会・IR事業者で連携し、広報活動を実施
- ✓ 自治体・公安委員会・IR事業者とが連携してIR施設内の防犯対策を実施

##### ■ テロ対策

- ✓ 官民一体となったテロ対策の推進
- ✓ 不審物・不審者等発見時の通報体制の確立
- ✓ 避難場所の確保

#### 最先端のICT技術によるセキュリティマネジメント（例）



出所：RFI回答

# 10 懸念事項対策

## 4 治安維持等対策

### IR整備に向けた方向性（概要）

#### ➤ 青少年の健全育成対策

##### IR整備に向けた方向性

###### ■ カジノの入場規制の徹底

- ✓ マイナンバーカードの確認
- ✓ 民間警備員等による巡回の実施

###### ■ 教育機関との連携

- ✓ 大学等と連携し、ギャンブル等依存について啓発
- ✓ リーフレット、Webサイトでの情報発信
- ✓ 学校からの要請に基づき講習会を実施

###### ■ 地域等との連携

- ✓ 地域と連携し、教育・啓発活動を実施
- ✓ ギャンブル等依存症支援団体による普及啓発
- ✓ 補導活動、福祉犯の取締り等、青少年を保護するための対策の推進



#### ➤ 組織犯罪対策

##### IR整備に向けた方向性

###### ■ 反社会的勢力の排除

- ✓ 入場者等に反社会的勢力でない旨の宣誓書提出を要請
- ✓ 建設業者、テナント等との契約に暴力団排除条項を含める
- ✓ 事業者自ら反社会的勢力の情報収集

###### ■ マネー・ローンダリング対策

- ✓ マネー・ローンダリング、事業介入への対策等、犯罪収益移転防止対策の推進





# 10 懸念事項対策

## 4 治安維持等対策

### 課題と想定される取組

区分	今後IR整備に伴い考えられる課題	現状 (長崎県・佐世保市・公安委員会)
治安維持対策	① 犯罪防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 「犯罪なく3（さん）ば運動*1」の推進</li><li>✓ 街頭防犯カメラの設置</li><li>✓ 防犯ボランティアとの連携</li></ul>
	② 地域風俗環境対策	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 風俗営業者等の団体との連携及び指導</li><li>✓ 風俗営業所等に対する定期的な立入検査</li><li>✓ 県下全域における店舗型性風俗特殊営業の禁止</li></ul>
	③ テロ対策	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 関係機関との連携による水際対策の強化</li><li>✓ 官民一体となったテロ対策（県、関係機関、重要インフラ事業者等との情報共有、連携強化等）の推進</li></ul>
健全青少年の育成の対策	④ 青少年対策	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 学校へのリーフレット配布、Webサイトでの情報発信</li><li>✓ 学校からの要請に基づく講習会の実施</li></ul>

\*1 県、県警察及び県教育委員会が主唱し、県民総ぐるみで取り組む“カギかけんば” “ひと声かけんば” “見守りせんば”を柱とする運動

# 10 懸念事項対策

## 4 治安維持等対策

### 課題と想定される取組

#### 対応策・軽減策

国	長崎県・佐世保市・公安委員会	IR事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 認定設置運営事業者に対する審査、免許付与（整備法39条以下）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 防犯環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自主警備のための体制の確保</li> <li>✓ 警察施設の確保</li> <li>✓ 先進技術を活用した機械警備</li> <li>✓ 自動検知システム等導入された高性能カメラの設置</li> <li>✓ サイバーセキュリティ対策の推進</li> <li>✓ 公安委員会との連携体制の構築</li> <li>✓ 多言語対応の「通訳センター」設置や警備員配置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国の責務（整備法3条）</li> <li>✓ 善良の風俗並びに清浄な風俗環境の保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 風俗環境の整備</li> <li>✓ 環境保持のための規制と、監視・監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 民間警備員等による巡回の実施</li> <li>✓ 苦情窓口の設置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ カジノ管理委員会によるカジノ施設の安全確保（整備法214条）</li> <li>✓ 2015年に警察庁国際テロ対策推進本部を設置、同年「警察庁国際テロ対策強化要綱」策定</li> <li>✓ 海外の治安機関との情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関係機関との連携による水際対策の強化</li> <li>✓ 官民一体となったテロ対策（県、関係機関、重要インフラ事業者等との情報共有、連携強化等）の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ テロ発生時における対応マニュアルの策定</li> <li>✓ 環境の整備（防犯カメラ、侵入センサー等の機械警備の設置）</li> <li>✓ 公安委員会との情報共有及び連携体制の構築</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国の責務（整備法3条）</li> <li>✓ 青少年の健全育成</li> <li>✓ 20歳未満の者の入場規制及びカジノ行為禁止（整備法69条等）</li> <li>✓ 20歳未満の者への広告・勧誘の規制（整備法106条等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 青少年の健全な成長を阻害する行為から保護するための対策の推進</li> <li>✓ 補導活動、福祉犯の取締り等、青少年を保護するための対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 入退場時の厳格な本人確認等による20歳未満の者の入場規制の徹底</li> <li>✓ 警備員等による巡回の実施</li> </ul>

# 10 懸念事項対策

## 4 治安維持等対策

### 課題と想定される取組

区分	今後IR整備に伴い考えられる課題	現状 (長崎県・佐世保市・公安委員会)
組織犯罪対策	⑤ 組織犯罪対策 (犯罪収益対策)	✓ 暴力団の維持・運営に協力する建設業者等を入札・契約から除外
	⑥ 暴力団等反社会的勢力対策	✓ 暴力団対策テレホンの設置 ✓ 暴力団犯罪に関する通報・相談窓口設置 ✓ (公財)長崎県暴力追放運動推進センターとの連携

# 10 懸念事項対策

## 4 治安維持等対策

### 課題と想定される取組

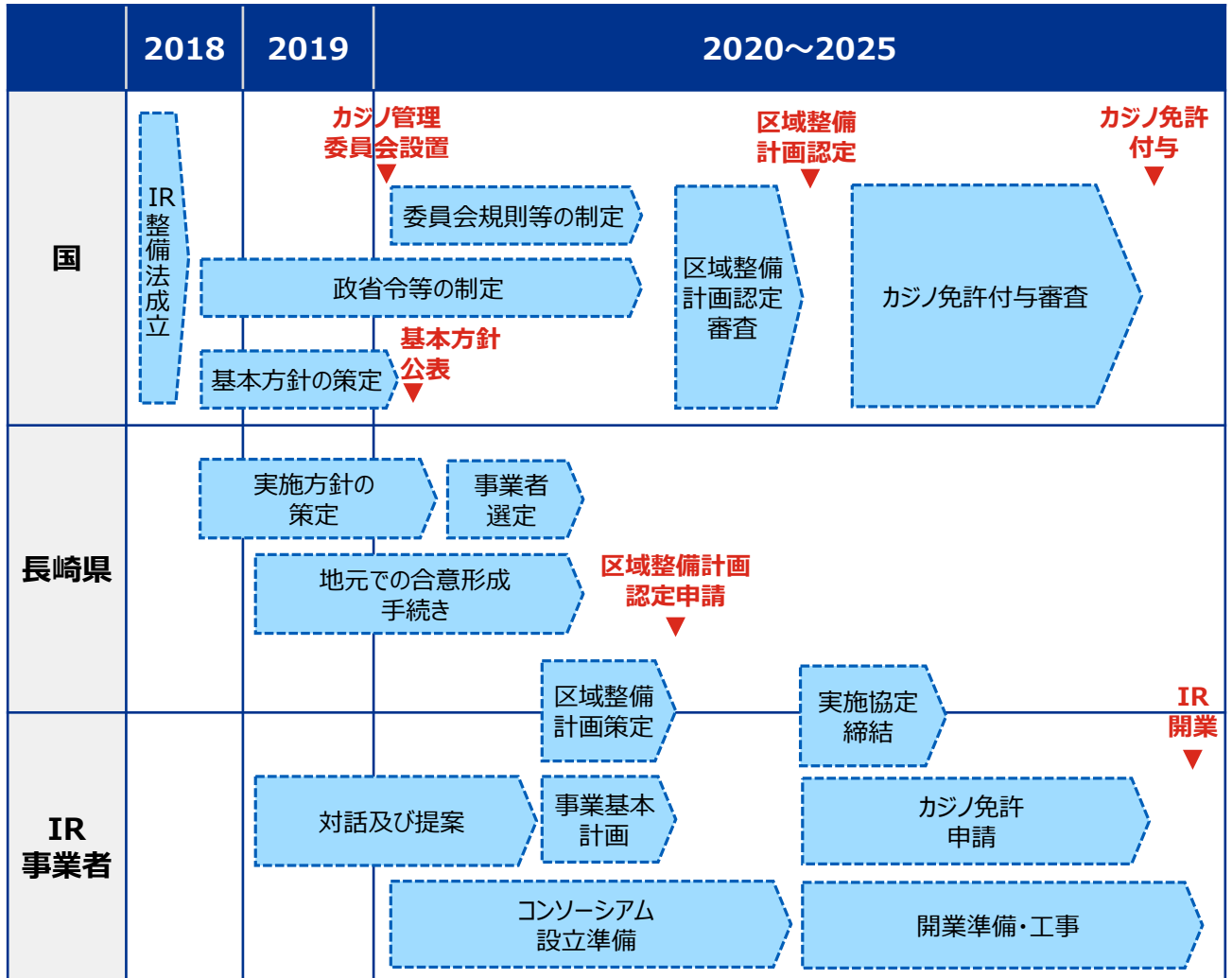
#### 対応策・軽減策

国	長崎県・佐世保市・公安委員会	IR事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 犯罪収益移転危険度調査書（犯収法3条3項）の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ IR事業者との情報共有の徹底</li> <li>✓ マネー・ロンダリング、事業介入への対策等、犯罪収益移転防止対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 取引時確認、取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等、法令に即したマネー・ロンダリング対策等の実施</li> <li>✓ 犯罪収益移転防止規程の策定</li> <li>✓ 反社会的勢力の情報収集</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 認定設置運営事業者に対する審査、免許付与（整備法39条以下）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 暴力団等反社会的勢力の排除活動</li> <li>✓ 暴力団等反社会的勢力に対する取締り及び排除対策の推進</li> <li>✓ 暴力団排除対策の推進（暴力団排除対策協議会の設立等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 入退場時の厳格な本確認等により欠格者の入場排除の徹底</li> <li>✓ IR施設における委託事業者に暴力団等反社会的勢力でない旨の誓約書提出を義務付け</li> </ul>



# 11 スケジュール

九州・長崎IRは、2020年代半ばに日本で最初のIR開業を目指します。



# 参考 基本構想の策定経緯等

## 基本構想策定の経過

- 2015年 3月：「長崎IR構想骨子」の策定
- 2018年 4月：特定複合観光施設（IR）基本構想有識者会議による「長崎IR基本構想有識者会議とりまとめ」の報告
- 2019年10月：「九州・長崎IR基本構想（案）」の公表
- 2020年 4月：「九州・長崎IR基本構想」の策定

## 九州・長崎IR区域整備推進有識者会議

板垣	朝之	嶋田	和泉
大島	英吾	辰巳	浩
小澤	寛樹	福田	浩久
菊森	淳文	升本	喜之
沢登	次彦		

## 開催状況（2019年度）

### 第1回会議

- (1) 日時 2019年5月29日（水） 10時30分～12時15分
- (2) 場所 長崎県庁 307会議室
- (3) 議事 ○九州・長崎IR区域整備推進有識者会議の概要について  
○IRの概要・現状について  
○九州・長崎IRの基本構想の改訂・更新について

### 第2回会議

- (1) 日時 2019年7月31日（水） 10時00分～12時15分
- (2) 場所 長崎県庁 311会議室
- (3) 議事 ○九州・長崎IRの基本構想の改訂・更新について

### 第3回会議

- (1) 日時 2020年2月17日（月） 14時00分～16時30分
- (2) 場所 長崎県庁 302-303会議室
- (3) 議事 ○九州・長崎IRの基本構想・実施方針等について